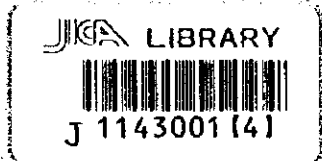


ヴェトナム国  
市場経済化支援開発政策調査  
(第2フェーズ)

最終報告書  
第1巻 総論・農業および農村開発

1998年3月



投資計画省  
ヴェトナム社会主義共和国

国際協力事業団  
日本国

社 調 一
CR (I)
98 - 019



ヴィエトナム国  
市場経済化支援開発政策調査  
(第2フェーズ)

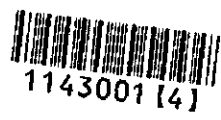
最終報告書

第1巻 総論・農業および農村開発

1998年3月

投資計画省  
ヴィエトナム社会主義共和国

国際協力事業団  
日本国



1143001 [4]

## 総目次

### 第1巻 総論・農業および農村開発

序文	藤田 公郎
まえがき	石川 滋 / Nguyen Quang Thai

#### 総論

##### 1.序論

1-A: ヴィエトナム経済の新段階と国際化の挑戦	石川 滋
1-B: Moving Towards the Sustainable Development	Nguyen Quang Thai
2.ヴィエトナムの国際経済組織参加と日本の経験	石川 滋
3.後発途上国の貿易自由化戦略：ヴィエトナムのAFTA参加の事例	大野 健一
4.アジア金融危機のショックとヴィエトナムの政策対応	大野 健一

#### 農業および農村開発

##### 1.序論

1-A: 農業および農村開発	原 洋之介 / 新藤 政治
1-B: Situation of the Vietnamese Agriculture and Rural Development and Directions to Solutions	Nguyen Xuan Thao
1-C: Economic Structural Adjustment, Industrialization and Modernization of Agriculture and Rural Economy	Phan Doanh
2.貧困問題における農村開発の重要性について	池本 幸生
3-1.農業合作社連合、合作社情報センターの建設に関する提言	桜井 由躬雄
3-2.ヴィエトナム輸出農産物の市場性について	室谷 有裕
3-3.研究ノート、ヴィエトナムにおける地域別の農業多角化について	ヴィエトナム農業科学院
4.農村における農外雇用の現状と雇用機会の創出	土屋 晴男
5.紅河デルタ地域における農村インフラの整備について	中川 襄二 / 新藤 政治
6-1.ヴィエトナム農村金融発展の現状と課題	泉田 洋一
6-2.農村世帯における金融調査の結果の概要	Le Hong Thai / 須田 敏彦

日越共同研究アカデミック・グループメンバーリスト

編集委員会メンバーリスト

## 第2巻 AFTA/APEC/WTO への参加と産業政策

序文	藤田 公郎
まえがき	石川 滋 / Nguyen Quang Thai

### AFTA/APEC/WTO への参加と産業政策

#### 1. 序論

1-A: AFTA/APEC/WTO への参加と産業政策	今岡 日出紀 / 大野 幸一
1-B: Strong Export Oriented Industrial Development in Viet Nam	Pham Quang Ham
2-1. 主導的輸出産業	舩山 誠一 / 御手洗 久巳
2-2. AFTA と WTO の時代におけるヴィエトナムの資本集約型産業および幼稚産業のための政策の選択肢とその意味するもの	福井 宏一郎
2-3. ヴィエトナムにおける中小企業政策と裾野産業の育成	江橋 正彦 / 酒井 仁司 / 高田 伸朗
3. 貿易・生産統計に見るヴィエトナム製造業の現況	笹野 尚 / 小山 敦
4-1. ヴィエトナムの AFTA/APEC/WTO 加盟と外国直接投資を活用した輸出産業の育成	舩山 誠一 / 玉尾 豊光
4-2. 主導的輸出産業の育成	
4-2-1. 電気・電子産業	御手洗 久巳
4-2-2. 金型産業	手柴 正気
4-2-3. 繊維・縫製産業	舩山 誠一 / 笠松 宏行
4-2-4. 船舶修理業（造船業）	玉尾 豊光 / 手柴 正気
5. 資本集約型産業および幼稚産業のための政策	福井 宏一郎 / 外池 治 / 笹野 尚 / 西 大介
5-1. 自動車および自動車部品	
5-2. 鉄鋼産業	
5-3. 石油精製	
5-4. 石油化学	
5-5. 化学肥料産業	
5-6. セメント産業	
6. ヴィエトナムにおける中小企業の裾野産業の育成政策	江橋 正彦 / 酒井 仁司 / 高田 伸朗

日越共同研究アカデミック・グループメンバーリスト

編集委員会メンバーリスト

### 第3巻 財政金融政策

序文	藤田 公郎
まえがき	石川 滋 / Nguyen Quang Thai

#### 財政金融政策

##### 1.序論

1-A: 財政金融政策	堀内 昭義
1-B: Direction for the Improvement of Taxation System and Monetary Policies in Viet Nam in the Period of 1996-2000	Lai Quang Thuc
1-C: Monetary Policy and its Relation to the National Financial Policy in Viet Nam	Vu Van Hoa
1-D: Financial Policies- Problems and Solutions	Tran Van Ta
1-E: Development of Policies on Financial Relationships Among Authority Levels in Viet Nam	Tran Van Ta
1-F: Basic Features of Foreign Exchange, Foreign Exchange Rate and Gold Management Policies in Viet Nam over the Years of Renovation	Duong Thu Huong
1-G: Brief Introduction to the Current Situation of the Financial and Tax Reform Process in Viet Nam	Quach Duc Phap
1-H: Current Developments of the Monetary and Payment System Reform in Viet Nam	Nguyen Toan Thang / Pham Xuan Hoe
2. ヴィエトナムの経済改革と財政	田近 栄治
3. ヴィエトナムの経済発展と金融制度改革最終報告	堀内 昭義 / 黒柳 雅明 / 森 和之 / 斎藤 英人 / 櫻井 宏二郎
4. 貯蓄投資行動に関する家計調査データとその金融政策に対する含意	渡辺 慎一 / 小野 達也
5-1. ヴィエトナムの外国為替レートおよび制度	黒柳 雅明
5-2. 金融を中心とするマクロ経済の概要	櫻井 宏二郎
5-3. ヴィエトナムの資本形成統計に関する若干の考察	服部 亮三
5-4. ヴィエトナムにおける金融セクターの現状	斎藤 英人
5-5. ヴィエトナムにおける投資開発資金金融について	森 和之
5-6. ヴィエトナム商業銀行の財務分析	森 和之

日越共同研究アカデミック・グループメンバーリスト

編集委員会メンバーリスト

## 第4巻 国営企業改革

序文	藤田 公郎
まえがき	石川 滋 / Nguyen Quang Thai

### 国営企業改革

1. 序論：国営企業改革	石川 滋
2. The SOEs Reform Policies in Viet Nam and Their Implementation Performance	..... Le Dang Doanh / Tran Tien Cuong
3. 開発政策論の新展開と中国・ヴェトナムの国有企業改革	石川 滋
4. ドイモイ下のヴェトナムの国営企業改革－過程・現状・課題－	竹内 郁雄
5. 法的側面から見た国営企業改革	土生 英里
6. ヴェトナムの国営企業の生産・経営・財務の現状調査	..... 萩生 光紀 / 木内 俊之 / 青山 信一 / 松本 実
7. 二つの国営企業調査<OECD-CIEM 調査および JICA-CIEM 調査>に関する考察	..... 平田 光弘

日越共同研究アカデミック・グループメンバーリスト

編集委員会メンバーリスト



## 目次

### 第1巻 総論・農業および農村開発

序文	藤田 公郎
まえがき	石川 滋 / Nguyen Quang Thai

#### 総論

##### 1.序論

1-A: ヴィエトナム経済の新段階と国際化の挑戦	石川 滋	3
1-B: Moving Towards the Sustainable Development	Nguyen Quang Thai	25
2.ヴィエトナムの国際経済組織参加と日本の経験	石川 滋	31
3.後発途上国の貿易自由化戦略：ヴィエトナムのAFTA参加の事例	大野 健一	43
4.アジア金融危機のショックとヴィエトナムの政策対応	大野 健一	73

#### 農業および農村開発

##### 1.序論

1-A: 農業および農村開発	原 洋之介 / 新藤 政治	115
1-B: Situation of the Vietnamese Agriculture and Rural Development and Directions to Solutions	Nguyen Xuan Thao	131
1-C: Economic Structural Adjustment, Industrialization and Modernization of Agriculture and Rural Economy	Phan Doanh	137
2.貧困問題における農村開発の重要性について	池本 幸生	143
3-1.農業合作社連合、合作社情報センターの建設に関する提言	桜井 由躬雄	165
3-2.ヴィエトナム輸出農産物の市場性について	室谷 有裕	179
3-3.研究ノート、ヴィエトナムにおける地域別の農業多角化について	ヴィエトナム農業科学院	195
4.農村における農外雇用の現状と雇用機会の創出	土屋 晴男	201
5.紅河デルタ地域における農村インフラの整備について	中川 襄二 / 新藤 政治	219
6-1.ヴィエトナム農村金融発展の現状と課題	泉田 洋一	227
6-2.農村世帯における金融調査の結果の概要	Le Hong Thai / 須田 敏彦	249
日越共同研究アカデミック・グループメンバーリスト		265
編集委員会メンバーリスト		267

## 序 文

ベトナム国市場経済化支援開発政策調査は、ベトナム社会主義共和国政府の要請に基づき日本政府のODAによる経済協力として実施されました。

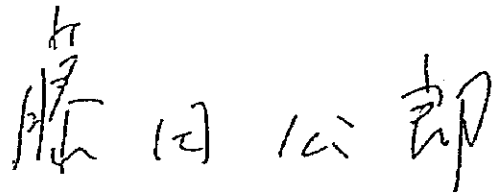
プロジェクトは日越双方の経済政策の専門家による共同研究として行なわれました。日本側は石川 滋名誉教授、越側はグエン・クアン・タイ計画投資省開発戦略研究所副所長を主査とする研究グループを日越双方に発足し、更に双方の主要研究機関によるコンサルタントチームが協力しました。

これら研究グループとコンサルタントチームはベトナムでの現地調査によるベトナム政府機関との数度に亘る協議と現地調査を実施しました。本報告書は日越双方の研究グループにより相互の理解のもとに作成されたものです。

当事業団としては、本報告書に盛り込まれた貴重な提言を、今後の援助実施にあたって、重要な参考として十分活用するとともに、本報告書を関係各機関に配布しより広範な利用に供していく所存であります。

おわりに、本報告書の作成にあたり、石川委員長、タイ博士を始めとする各委員の方々から頂いたご尽力に深く感謝申し上げますとともに、貴重なご意見をお寄せ下さった関係機関の方々にもあわせてお礼申し上げます次第です。

平成10年3月



国際協力事業団  
総裁 藤田 公郎

## まえがき

この「最終報告書」は、日越共同研究による「ヴィエトナム国市場経済化支援開発調査」プロジェクトの第2段階 (Phase II) の結論を略述し、同時にプロジェクト全体を締めくくることが目的としている。プロジェクトは1994年から95年にかけて行われた日越両国政府間の協議により決定され、国際協力事業団 (JICA) の社会開発事業を通して実施された。正式発足は1995年8月であり、終了は1998年3月である。

合意に基づき、プロジェクトは2段階に分けて行われることになった。第1段階は、当時ヴィエトナム共産党第8回全国大会での審議を目指して立案中の「ヴィエトナム社会経済開発5カ年計画」(1996-2000) に関する研究を総目的とし、1996年6月「概略報告書」、同8月「最終報告書」をヴィエトナム政府に提出して結束した。引き続き第2段階は、この「5カ年計画」の実施とその過程に生じた新しい問題の研究を総目的として進められた。

同じく合意に基づいて、プロジェクトは日越共同研究により進められることになり、そのため、日越双方においてステアリング・コミッティの下に学者ないし高級専門家から成る研究グループが組織された。研究グループの総括主査は、日本側は石川滋教授、ヴィエトナム側はグエン・クアン・ターイ経済学博士が務めた。プロジェクトでは、選ばれた重点トピックごとに研究部会 (サブグループ) が組織され、日越の研究メンバーが配された。重点トピックの中身には第1段階から第2段階にかけて少し変更があったが、いずれも4項目であり、以下のごとくである。

### [第1段階]

- (1) マクロ経済の成長、インフレおよび安定化の関係
- (2) 財政金融分野における資本動員政策
- (3) 工業開発、工業化政策
- (4) 農業と農村の開発政策

### [第2段階]

- (1) 農業・農村経済
- (2) AFTA、APEC および WTO 参加と産業政策
- (3) 財政金融政策
- (4) 国営企業改革

共同研究の実施の具体的手続きについては、共同研究の原則が名目に流れないように、両段階の

1) 『ヴィエトナム国市場経済化支援開発政策調査報告書—第1フェーズヴィエトナム社会経済発展5カ年計画 (1996-2000) に対する意見』越国計画投資省=日本国際協力事業団、ハノイ・東京、1996年6月

当初に、双方の総括主査の間で申し合わせが行われ、ミニッツが取り交わされた。<sup>2)</sup>

共同研究の実をあげるために、全プロジェクトレベル、部会レベルおよび個人レベルにおける研究設計についての意見交換、資料・文献の相互提供、共同のフィールド調査・インタビュー、研究成果についての討論などが緊密に行われた。全プロジェクトレベルでの事業としては第1段階で5回、第2段階で3回のワークショップが東京ないしハノイで開催された。<sup>3)</sup>

共同研究の成果は、第一に研究成果そのものに見いだすことができる。ヴェトナム経済のさまざまな局面についての基礎調査・統計の欠如と情報の不足、および集権的な計画経済から市場経済に向けての移行過程の複雑さ（これには長年にわたる戦争経済からの復興過程の諸問題が重なる）のために、研究に多くの不備が残った。しかし大筋でいえば、第1段階ではヴェトナム経済に認められる4つの問題点を明らかにし、5カ年計画の立案にあたって留意されるよう勧告した。それは(1) 高すぎる成長率の抑制、(2) 国内貯蓄率の向上の必要性、(3) 農業および農村経済（農村工業化を含む）の発展が工業化のための大前提であることの認識、および(4) 工業化は近代技術・近代装備の近代工業部門とより在来的な技術・装備の中小工業部門の二重経済的アプローチによることが望ましいことの認識、である。第2段階においてもこれら4点の重要性は変わらない。しかし1996年以後生じ、あるいは明らかになったヴェトナム経済の新情勢の下で、新たに研究課題としてヴェトナム経済の国際経済的側面の諸問題がつけ加えられた。重点はヴェトナムがAFTAに参加し、またWTO、APECへの参加申請をしている状況の下で、その貿易・投資政策をどのように立案実施するかである。この問題に伴う形で、国営企業改革、産業政策、財政金融政策および農業・農村政策研究部会が直接間接に新たな課題を担うことになった。

なお第二段階の共同研究が事実上終了した1997年11月、越政府計画投資省より、同年7月タイ国に発した東アジアの数カ国の通過金融危機とその越経済に対する影響ならびに対策につき、本共同研究の日側グループに対し研究要請があった。日側グループは、これをアドホック・プロジェクトとして受け入れるとともに、日本の国際金融専門家の協力をも仰いで調査研究を行い、本年3月答申を行った。この答申書は、本報告書の第1巻・総論第4章に収録されている。

共同研究の第二の成果は、この共同研究の仕組みおよびそれを支える連帯感のうえでの進化に求められる。この仕組みは元来経済開発のための工業化に関して先発国と後発国との間で行われるべき協力関係の推進の一つの方法として経験的に考案されたものである。その実現に多くの困難があることは当然に予想されたが、実際には困難を上回る成果があった。一言でいえば、それは共同研究のすべてのレベルで、日越間に相互信頼関係が芽生えてきたことによる。共同研究が回を重ねているうちに相互に相手方の誠意を知ることができた。また分析の上で、また政策オ

<sup>2)</sup> 1995年8月30日、“Minutes on Guiding Principles of Joint Studies”; 1996年8月9日、“Minutes on the conduct of Vietnamese-Japanese Joint Studies for Phase 2.”

<sup>3)</sup> フェーズ1:(1) ハノイ予備会議(1995年5月、ハノイ) (2) 第1回ハノイワークショップ(1995年8月28-29日、ハノイ) (3) 共同研究の作業計画に関する合同協議(1995年11月27-28日、東京) (4) 第1回東京ワークショップ(1996年1月28-29日、東京) (5) 第2回ハノイワークショップ(1996年3月1-2日、ハノイ)

フェーズ2:(1) 第1回東京ワークショップ(1997年3月22-23日、東京) (2) 共同研究の進捗および成果発表に関する合同協議(1997年5月22-23日、東京) (3) 第1回ハノイワークショップ

ブションの上で、最終的には、当然に双方のアプローチの不一致が残るが、双方はそれが生まれるべき背景を含めて相互の主張について理解し合い、そこに相互信頼が生まれてきたのである。

本研究プロジェクトの実施にさいして、われわれは実に多くの方々の心からのご協力・支援をうることができた。この事について深甚なる感謝の意を表明する。

共同研究の日側グループは特に、ド・ムオイ書記長およびその他の越指導者がこのプロジェクトに強い関心をもたれ、しばしばわれわれを引見して意見交換を行う貴重な機会を与えられたことに深い感銘をうけている。これらの機会は、われわれの研究により大きな見通しと強い刺激を与えた。

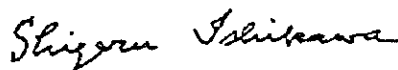
共同研究の越側グループは JICA およびそのヴィエトナム事務所に対して、その研究実施、特に日本におけるそれを支援されたことに、心から感謝を捧げる。

われわれは、この最終報告書を越政府指導者に提出するとともに、皆様に御紹介申し上げ、今後再び行われるかも知れない日越共同研究のさらなる改善のために意見がよせられることを切望する。

ハノイ-東京 1998年3月



グエン・クアン・ターイ  
ヴィエトナム側研究グループ総括主査  
経済学博士



石川 滋  
日本側研究グループ総括主査  
経済学博士



# 総論





## 序 論

### 1-A: ヴィエトナム経済の新段階と国際化の挑戦

石川 滋

一橋大学

#### 1. まえがき—“新段階”の意義

この日越共同研究は、フェーズ1では、当時ヴィエトナム政府において立案途上にあつたヴィエトナムの新社会経済発展5カ年計画（1996～2000）の草案に対して意見を述べることを総目的としていた。そのための調査研究は、日本側のヴィエトナム経済についての知見がなお不十分であつたこともあり、個別産業研究などの特殊分野を別として、きわめて包括的かつ基礎的レベルで行われた。研究の大枠は、1985年8月のハノイワークショップに提出した5カ年計画早期草案に対する“4点の意見”（フェーズ1最終報告書第1巻、pp.19-35）に沿って組み立てられた。それは（1）高すぎる成長率期待の抑制、（2）国内貯蓄率の上昇の重要性、（3）農業および農村経済の発展が工業化の大前提であることの認識、および（4）工業化は近代技術・装備の近代工業部門と在来的な技術・装備の中小工業・農村工業部門との二重経済的発展によることが望ましいことの認識、である。これらは、総じて、開発過程の国内的側面の諸問題に焦点をあてたものであるが、このことは当時のヴィエトナム経済がドイモイ政策（1986～）の成果として、90年代初めまでのcrisesの状態を脱却し、また戦争による破壊からの復興を終えて、長期開発の段階に入った、という情勢を反映している。この長期開発に向けての政策と見通しを示したものが、1996年6月の第8回ヴィエトナム共産党大会での「5カ年計画」(1996-2000) および紀元2020年を目標年とするヴィエトナム経済発展の展望の決定であつた。

フェーズ2はこの5カ年計画の実行とその間に現れた新しい問題を研究することを課題として出発したが、その研究の過程で次第に、新しい発展段階のヴィエトナム経済が、次の2つの意味において、“新しい挑戦”に直面していることが明らかになってきた。

その一つは、ヴィエトナム経済が復興（そのなかには貿易・援助関係では深い旧ソ連圏への依存関係からの脱却、激烈な安定化政策の実施、計画経済体制から移行経済への転換の早期ステップなどが含まれる）を経て達成した高い成長率、国内貯蓄率の上昇、国際収支、財政収支均衡回復、インフレ等の指標に関し、1996年に入って、かげりが見えてきたことである。なかんずく、貿易収支赤字の対GDP10%を超える拡大と、それに対応する資本収支でのODA実行額、FDIの停滞と短期資本流入の（一時期コントロールできない）増大などが、注目される。貿易赤字拡大の背後に、工業品輸出の重要な担手となりつつある外資系企業の輸入原材料・部品の輸入とそれに依存する軽工業品、組立部品の輸出という構造が固定化しつつあることもあわせて注目しなければならない。これらはそれに伴って現れる為替レート管理・国内金利、インフレ管理などの政策問題とともに、新段階に入りつつあるヴィエトナムが当然に対処しなければならないより高次のマクロ経済管理の課題という新しい挑戦を受けていることを意味する。本年7月に入って

初めタイに発生し、次いで近隣諸国に拡大しつつある通貨不安、あるいは金融危機の背後要因のなかには、以上と多くの類似の要因がある。ヴィエトナムとしては、現在なお進行中のこの通貨不安問題の動きを注視し、その経験に学ぶことによっても、新たなマクロ経済管理の挑戦に対処することが望ましい。

いま一つの挑戦は、ヴィエトナムの経済体制改革の対外経済的側面の問題であり、同時に、ヴィエトナムの長期開発の実施がヴィエトナムの「国際化」の約束からして受けることになった制約の問題である。それは次の3点の記述によって説明することができよう。

- (1) 長期開発の課題としては、1994年上半期に「工業化・近代化」の目標が掲げられたが、ここで新たに、「国際化」、あるいはヴィエトナム経済の地域経済および世界経済への統合による「開放経済」(an open economy)への移行という新しい内容が加わった。その具体的ステップは、端的に言って、AFTA (ASEAN自由貿易地域)への加盟、WTO (世界貿易機構)、APEC (アジア太平洋経済協力会議)への参加申請とそれらに伴う国際的公約の引き受けないしはその約束ということである。
- (2) 「国際化」がヴィエトナム経済に与える(短期的には国内経済に競争規律を導入する、長期的には貿易・投資の拡大を促進するなどの)かけがえのない利点を享受するためには、ヴィエトナム経済は他面において厳しい課題を担わねばならない。すなわちヴィエトナムは、AFTA加盟による義務として遅くとも2006年までに、ASEAN域内貿易の非関税障壁を撤廃し、かつ輸入関税率を最高5%以下に下げなければならない。そのためASEAN諸国内でも最後発途上国であるヴィエトナムは先行の途上国が享受することのできた幼稚産業保護の機会を十分に利用する隙なく(あるいは輸入代替工業化の手段を十分に駆使する隙なく)、短期間のうちに直ちに輸出工業を育成強化することによって国際収支均衡を達成しなければならない。他方でヴィエトナムのASEAN諸国への輸出は大部分原油や未加工農産品から成り、それらは関税引き下げの例外品目とされているから、ヴィエトナムが輸出においてAFTAの利益を受けるのはその輸出工業がかなりの発展を遂げて以後のことになる。
- (3) 「国際化」に伴う課題としては、さらに、同じ最終目標年までに、国営企業の主要な単位が貿易・投資の自由化の環境の下で国際競争に堪えぬきながら発展することのできる能力を培うことが求められる。

第1部の目的は、経済体制改革の進展を中心としてフェーズ1および2の研究成果と課題を概観することである。ここでは第二の“新たな挑戦”が、ほとんど直接的に、圧倒的な重みをもつ課題として登場してくる。

フェーズ1のシステム改革分析は、ヴィエトナム経済とかなり類似した生産諸力および経済システムの構造をもち、かつヴィエトナムよりも早く社会主義的計画経済から市場経済への移行を開始した中国の市場経済への移行の「青写真」(1993年11月党中央委員会総会可決「社会主義市場経済体制確立に関するいくつかの問題に関する決定」)を参照枠組みとして、越中比較をまじえつつ、進められた。

いくつかの観察事項について(またその後明らかとなった情報に基づく追加・修正を加えて)述べれば、ヴィエトナムでは、ドイモイ政策の決定から1989年にかけてかなり急進的に進められ成果をあげた価格・流通・予算・信用などの分野のマクロ経済改革を別として、その他多くの制度組織改革が依然として実験(テスト)段階にあり、システム改革のシナリオが固まっていない。

その一つに、農業・農村経済の再建に不可欠だとみられるにいたった個別農家を超越する農業生産・流通・信用組織の再建についての方針が、まだはっきりと示されていないことがある。また、国営企業の独立経営体としての活性化を目指す改革が著しく遅れている。

類似のことは中国についてもいえるが、中国では農村経済の再建の中から登場した郷鎮企業その他の「集団企業」、および「経済特区」、「経済開放地区」などの特別な外資優遇政策の適用地

域から出現した外国直接投資企業（「合併企業」を含む）の成長のおかげで（後出表 7、表 8）、国営企業の活性化は比較的停滞していても、工業化の歩みは着実に進んでいる。しかしベトナムでは、それらの非国営セクターがあまり育っていない。

財政システム・金融システムは、計画経済体制の下では、物財的な資本財の部門間配分を手段とする資本蓄積メカニズムに従属する補助的システムにすぎなかったが、市場経済体制下では、資本蓄積を貨幣的に先導する自主的なシステムとして生まれ変わらなければならない。しかし財政・金融のシステムは、ラインミニストリーや政治の介入を排し、それへの依存関係を断ち切って自立することが十分できていない。国内貯蓄率は依然として低い。投資の主要仲介機関となった銀行の金融仲介機能は発育が遅れている。それらの表れの一つが、国営企業に対する深刻な不良債権の累積問題である。

システム改革のこのような特徴と密接に関連する問題として、フェーズ 1 では生産力再構築の面での成績が要約的に取り上げられた。そのなかには、危機克服と経済復興・再建への立ち上がりという輝かしい成果の半面において、再構築のための本源的なエネルギーの出所である農業および農村経済の将来にわたる持続的成長の十分な兆候がみられないこと、後発途上国の工業化は農村工業化を含む在来技術、在来資源ベースの中小企業と新興近代工業との二重構造でいかななければならないという経済史の常識に対して十分な考慮が払われていないこと、また近代工業分野においては産業連関および時間的な継起(sequencing)に目を見張った産業発展シナリオ立案への努力が十分に認められないこと、などが含まれる。ベトナムにおける産業政策の策定は、その工業化が近代工業がまだ寥々たる存在でしかない初期段階にあるという基本前提から出発することが望ましいと思われる。

現在時点でふり返ってみると、これらフェーズ 1 の観察やそこから出てきた政策オプションは現在なお生きていると思われるが、他面においては、その視野はもっぱら、国際市場競争から遮断された国内経済の枠内での市場経済化の進捗や成否に向けられ、市場経済化がやがて突き当たる“国際化”の問題局面に及ばなかったといえる。

ベトナムの体制改革の措置が対外経済分野を避けて進められたというのではない。そこで貿易・為替・投資の各分野での組織・計画化・統制の自由化の企てが進められていることは確かである。しかし重要な事実は、ベトナムの工業化が早期段階にあったため、そこに幼稚産業として保護すべき工業業種がまだ登場していなかったことであり、したがってそれらの業種の製品の大半については、関税率はゼロに近い水準にあった。他方では、それら製品の多くは必需の資本財・生産財であり、低関税率はその輸入を促進するために役に立った。決定的な問題は、今後ベトナム工業化が次第に進捗し、新たに、続々と、新興産業が幼稚産業として登場するときに発生する。この問題がフェーズ 2 においてわれわれが取り組まねばならない“新たな挑戦”の課題である。

既述のように、ベトナムの AFTA など国際経済組織への参加が日越共同研究のトピックとされたのはフェーズ 2 においてである。その正式決定は 1996 年 8 月であるが、それが内定したのは 1996 年 3 月初め、ハノイ・ワークショップ（フェーズ 1）の直後に開かれた連絡会議においてであった。他方、ベトナムの ASEAN 参加は 1995 年 7 月、それに伴う AFTA 参加は 1996 年 1 月のことであった。このような日程の関係からみて、AFTA のような急進的自由化を旗印とする機構への参加がベトナム経済に与える衝撃の可能性を取り上げるのに、この共同研究は少し遅すぎたのではないかという疑問が生まれるかもしれない。この疑問に対してはわれわれは十分に答えることができない。率直に言って、われわれはベトナム経済の学習過程において、徐々に、その重要性に気づくことができた。問題はまた、深くかつ入り組んでおり、本章で述べることも、中間的な分析と提言以上に出ない。

いずれにせよ、以下では AFTA、WTO、APEC への参加に伴うベトナムの貿易投資政策の策定に焦点を絞って、新段階下の経済体制改革の問題を検討する。

## 2.国際経済組織参加とヴェトナムの対応

元来、AFTA、WTO、APECなどの国際経済組織はどのような内容と手続きとで貿易・投資自由化の目標達成を狙うもので、ヴェトナムにとってそれはいかなる性質の政策課題を提示するであろうか。またヴェトナム政府自身はどのように対応しているであろうか。

第一の問題については、すでに1997年2月27日、ヴェトナム側の要請(2月6日)に基づいて、とりあえず、日本側総括主査の見解を「ヴェトナムの国際経済組織参加と日本の経験」と題してヴェトナム政府に提出した(これは3月23日の東京ワークショップ背景論文として記録)。第二の問題については、5月22、23日東京で開かれた日越連絡会議でヴェトナム側の総括主査および国営部会主査より非公式にヴェトナム側の方針が伝えられ、日側総括主査がこれを支持する意見をハノイ・ワークショップ(6月7日)提出の覚書(「日越共同研究の“これまで”と“これから”」)で開陳した。それらの骨子を記しておかねばならない。

### 2.1.二月文書の骨子

AFTAはASEAN加盟国をメンバーとするGATT授權条項(1979)に基づく開発途上国間の地域統合組織であり、加盟諸国はその成立後10年間の準備期間を経て、2003年(ヴェトナムは3年遅れて加盟したので2006年)までに域内相互貿易のほぼ全面的な自由化(非関税障壁(NTB)の除去、輸入関税率を0~5%に下げる)を達成することを公約している。AFTAの関税率引き下げ手続きを定めたCEPT(「共通有効特惠関税政策」)では、輸入品は、「一般的例外品目」(GE; ヴェトナムで146品目)を別として、「掲上品目」(Inclusion List; 857品目)および「暫定例外品目」(Temporary Exclusion List; 1189品目)の2つに分かれる。IL品目は1996年から直ちに年々の税率引き下げ計画に従うことになるが、前述のようにヴェトナムには幼稚産業として保護すべき業種がほとんど存在しないため、関税収入対象品目を除いて初めから0~5%の税率の品目がほとんどであり、それを並べるだけでILは満杯となった。表1にみるように他のAFTA諸国は1996~2000年の間、平均関税率は着実に引き下げられているが、ヴェトナムではそれは初めから最後まで0.88%で動かない。TEL品目は最高60%までの変異があるが、この関税はもっぱら財政収入への貢献を目的としていた。CEPTではTEL品目は1996年(ヴェトナムは1999年)以後5分の1ずつILに移し最後には0~5%に下げなければならない。“新段階”の下では、この引き下げ期間を含めそれまでに許された比較的高い関税率を保護政策のために利用することが、重要な手段とされている。

WTOはGATTを継承し、世界的規模で貿易投資の自由化を実現することを目指している。ここではQR(数量制限)その他のNTB(非関税障壁)の廃止が優先され、関税化(tariffication)された上で関税引き下げの一般的な努力の中に組み込まれる。開発途上国は、GATT18条B,C,D項の下で国際収支上の困難の打開や幼稚産業保護のために、輸入制限が許容されているが、今日ではこの条項の適用はきびしい。国際収支上の理由で輸入制限を行う国は、加入時およびその後2年ごとに検査を受ける。他方途上国の新規加盟の関税交渉に際しては、譲許関税水準の交渉は今後幼稚産業が必要とする保護関税率をも考慮に入れて進めることが望ましい(実効関税率より高い水準での譲許は、ceiling bindingsと呼ばれ、多くの開発途上国がこのような譲許を多く行っている)。

APECは、ASEAN諸国のほか太平洋沿岸の先進・新興工業国を含む経済協力体である。自由化の完成年度は先進加盟国は2010年、途上国は2020年が目標とされている。しかしこの自由化は、加盟国が自発的に計画を策定、実施する柔軟なものであり、また「開かれた地域主義」というスローガンに示されるように、それは域内にのみ排他的に適用されるものではない。その意味では、APECで1995年以来加盟国が自主的に提出している貿易・投資自由化を目指す「国別行動計画」(IAP)は、拘束力がなく実効性がないという見方がある。しかしそこにはこのような状況の下で起こりやすい「ただ乗り」(free rider)の発生を防ぐための相互監視が効いていて、実質的に地域の自由化を先導する役割があるという見方もある。

ベトナムはこの3組織、なかんずく AFTA とどのようにつきあうかについて、3つのオプションが考えられる。第一は AFTA の自由化スケジュールに沿って進むことはすでに公約したことでもあり、それがもたらす可能性のあるベトナムにとっての利点（国際システム参加によるさまざまな貿易上の利益、ベトナム国内での競争規律の導入促進）を最大限に享受すること、第二は自由化によって今後、経済学で広い承認を受け、また GATT のルールで支持されていた開発途上国の幼稚産業に対する保護育成の政策オプション行使のチャンスを失う恐れがあることに考慮をばらい、このオプションの確保、実現のために努力すること、である。この2つは完全に二者択一のオプションではなく、かなりの程度補完的に用いることができる。その最適の組み合わせを追求するのが第三のオプションである。

## 2.2. ハノイワークショップの覚書

5月の東京連絡会議で非公式に伝えられた国際経済組織参加問題に対するベトナム政府の方針というのは、第一には AFTA に関しては既定方針でいくということ（しかしその内容は、事実上は、後に述べる Ham 氏らの意見にもみられるように、オプション3に近いと思われる）、産業政策として「輸出志向工業化」を最高方針とすること（1994年7月以来の政策は、それと「輸入代替工業化」を同じウエートで重視するものだった）の2つである。これらはいずれも、国際化の動きを見究め、国の威信をかけた強い決意を伴う決定であると思われ、それに対して敬意を表すものである。

しかし決定の内容と意義とを子細に検討するためには、ベトナム政府関係の専門家の意見を知らなければならない。

はじめに、ベトナム政府の AFTA 参加に関係する当局者の一人であり、われわれがベトナムでインタビューしたベトナム側関係者の中でただ一人、具体的なデータを挙げて意見を示された方の意見を参照する。

- (1) その骨子：ベトナムは AFTA 域内の貿易投資自由化に協力するが、同時に多様な貿易政策手段を用いることにより、関税収入の減少を防ぎ、また国内産業の保護に心がける。
- (2) AFTA/CEPT の関税引き下げプログラムに対しては、ベトナム産業の業種別競争力と今後の発展ポテンシャルに基づいてそれを3つのカテゴリーに分けて対処する。
  - ① 比較的輸出競争力があるもの。関税引き下げは速いスピードで行う。コメ、コーヒー、茶、ピーナツなど農産加工品、水産加工品、繊維、衣服など。
  - ② 競争力が弱く、保護なしでは輸入品と太刀打ちできない。一定期間保護が必要。CEPT の関税引き下げは遅くする必要がある。野菜などの農産加工品、電子・電機・造船など。
  - ③ 現在比較劣位である資本集約的産業。CEPT への対応は最も遅らせる必要がある。紙製品、セメント、鉄鋼など。
- (3) 関税政策を含む多様な政策手段、たとえば投資誘致政策、租税・関税・財政政策による保護の可能性が示されている。

次に日越共同研究の産業部会越側主査 Pham Quang Ham 氏（DSI-MPI の工業局長）のハノイ会議ペーパー（Strong Export Oriented Industrial Development in Viet Nam）の要旨は以下のとおりである。

- (1) 第8回党大会の決定に沿い、地域・世界経済に統合された開放経済の建設を目指し、強く輸出を志向するとともに、国際収支を均衡させるためには輸入代替もある程度必要とされよう。次の3種類の産業が重要である。
  - イ. 輸出志向産業

ロ. 基礎産業  
多数産業の成長を促進するだけでなく、強力な輸出志向産業の創設に役立つもの。

#### ハ. 新産業

将来における比較優位の維持のために開発し強化しなければならない。すなわち 2010 年にいたるまでに資本節約的かつ資本回収期間の早い労働集約産業の輸出促進—繊維、衣料、靴、電子組立、農産加工その他の軽工業。2010 年以後の経済力強化とともに機械電子製品、輸出用部品、化学および石化産業のような高付加価値品をつくり出すための生産・輸出を発展させる。

- (2) 世界経済との統合が完了するまではある程度の保護政策が必要。保護は貿易自由化およびベトナムが加盟する国際協定に違反しないものでなくてはならない。
- (3) ベトナムが現在もっている天然資源、労働力などの優位を利用するため、AFTA 内外の諸国から投資資本を誘致しなければならない。そのためには ASEAN の他の国々よりも優れた投資環境をつくらねばならない。電力・水道・輸送網・郵便電信などのインフラの改善や適当な地域での工業団地、輸出加工区の建設に力を注がねばならない。

### 3.これから工業化に向かう国の“狭き門”

さて、以上のベトナム側の新しい貿易・投資政策に関する総方針やより細かな注文を聞いたところで、われわれの次の課題は、ベトナムにとって新たな“挑戦”に立ち向かうことのできる貿易・投資政策がどのような体系と方向性を持ち、どのような政策手段を備えたものになるか、を考えることだろう。しかしその課題に入る前に新しい国際経済情勢の下で、ベトナムのような今から工業化に向かって歩みだそうとしている国にとって、工業化戦略策定の“feasible area”が先行工業化国のケースと比べてはるかに狭いだろうことに注意を喚起しなければならない。

- (1) 最近にいたるまで、途上国の工業化の途として、はじめに「輸入代替工業化」(ISI)の努力があり、それを経たのちに「輸出振興工業化」(EPI)に移るという段階的継起 (sequencing) が一つの適切な政策として受け容れられてきた。このことは、基本的には比較優位の原則に基づいて進められる競争的な貿易政策が採用されるに先立って、工業化初期の途上国が幼稚産業保護政策をとることの正当性が ISI のみならず EPI に対しても認められていたことに等しい。

ISI段階を経てEPI段階に入る経験は、ASEAN諸国において典型的に見られる。上記「3月文書」で参照したタイの経験はその一つである。タイが明らかにISIからEPIに移行したのは1970年代初めであるがそれに先立つISI時期を象徴する出来事として、同国では1962年輸入綿糸を用いての綿織物業を育成するため、綿織物の関税が一挙に引き上げられ、さらに1968年綿紡績業育成のため、綿糸関税が創設され、綿織物の輸入関税も相応に引き上げられた。しかし実際にISIとEPIは適用時期を分離できないことがしばしばである。

韓国・台湾ではISIからEPIへの移行は1950年代初めに完了したといわれる。しかしこのEPI期の急速な工業発展の内容をみると、労働集約的な輸出財部門だけでなく、資本集約的な中間財部門も同時に成長している。この事実初めて注意を喚起した日本の研究(今岡・大野・横山編『中進国の工業発展—複線型成長の論理と実証』アジア経済研究所、1985)は、この現象を“複線型発展”と呼んでいる。類似の現象は、日本でも貿易・投資の自由化がGATT、IMFおよびOECDの“外圧”の下に急激に進められた1960年代から1970年代初めにかけての時期に、きわめて多数見いだすことができる。

- (2) しかし最近年に始まる国際的な動向の中で、ISIを経由することによってEPI始発の条件を整えることは、次第に困難になりつつある。新たな国際化の動きは、ISIの許容期間に関して、寛容ではない。さらにEPIについても、それが特定の輸出産業の育成に対する補助金支出という形をとり、あるいは産業別には無差別であっても、経済全体の資源配分

を乱すおそれがある際には、その許容期間は同じく短い。それを越えて EPI が実施される際は、しばしば先進工業国との間に“貿易摩擦”が生じる。

ISIの許容期間を短くしている国際化の動きのなかで最も重要なものは、急進的なAFTA/CEPTの協定であることは上述のとおりである。EPIに関連しては、まず国際機関がそれを奨励するのは、ただ、ISIによって歪められた輸出可能財、輸入代替財および非貿易可能財の間の国内価格体系の anti-export bias を除去するために、補助金支出、その他の輸出インセンティブを与えて輸出向け生産を促進するケースに限られる。そしてこのようなケースの必要性は市場経済が未発達な途上国にのみ存在する。市場経済が発達すれば、価格メカニズムが働いて、それにより資源の誤配分を再調整することが可能となる。それは「貿易自由化」の目指すことである。EPIは貿易自由化にいたる前段階において、それを促進する手段として認められる。

ストックホルム・スクール・オブ・エコノミックスの国際経済学者 Ari Kokko は最近発表したヴェトナムの貿易政策に関するペーパー (“Managing the Transition to Free Trade: Vietnamese Trade Policy for the 21st Century,” 18 May 1997 (mime.))で、ヴェトナム政府はEPIについての関心がないとみている。彼はヴェトナム政府が今後10年間にEPIを完了し、貿易自由化に移ることを勧めている。ここでもEPIの許容期間は短く設定されている。

- (3) ASEAN 諸国および中国では、貿易自由化と同時、あるいはそれに先がけて、外国人による自国内への投資の自由化が行われた。中国が改革・開放政策を真先に実施した経済特区や各種開放区など、地域を限定して進めた大胆な外資誘致政策は、このような投資自由化のはしりであろう (表2)。ASEAN 諸国ではその動きは 1985 年以降現れた。背景として、日本や NIES の経済発展が生産拠点の海外へのシフトを必要とする状態となったことがあり、後発グループは進出する外国直接投資 (FDI) 企業に対して 100%出資を認め、各種の税制上の減免を与えるなどの措置で誘致を競い合うことになった。FDI は中小企業の移動と合わせて、大企業による「多国籍企業」(MNC: 複数の国にまたがる海外生産・販売活動を行い、それを連ねる海外投資戦略をもつ企業) の活動をも、ますます多く含むようになった。しかしヴェトナムがこの投資の自由化の経験をレッスンとするためには、この投資の自由化のさまざまな形態を区別し、それぞれが貿易自由化といつ、どのように調和するかしないかについて十分に検討する必要がある。

投資自由化には、後発途上国が(1)、(2)でみたような情勢の下で、ISI、EPIを進めるために、FDIの資本、技術、経営能力を必要としているという意味で一つの必然性がある。またこの投資自由化を容易にした条件として、途上国がこれまで先進工業国のFDIに対してもっていた根強い不信感が、一時的にせよ、後退しているという事実もある。しかし投資自由化が前項までに述べた貿易自由化に対してもつ有効性を制約する決め手は、FDI (MNCを含む) の形態別検討による与えられる。これは第2部第3章に示された産業政策部会のトピックの主要な部分を構成している。たとえば1970年代までのFDIはかつて輸出市場であった途上国の保護関税設定を受け、その恩恵を誘因とし、市場の持続的確保を目的として行われた。80年代FDIも、形態こそ新しくても、投資誘因が関税・非関税保護を前提とするのであれば、それは現在の貿易自由化の動きと十分調和的ではない。現在輸出産業の最有望業種とされている縫製加工、繊維、家電などの産業についても、その競争力強化のために投資が川上から逐次川中、川上の部門に移っていくに従って、立ち上がりのために保護が求められることになろう。しかしヴェトナム場合、FDIが保護政策下で活動できる期間は2006年までのわずかの期間でしかない。

他方自動車・電子工業など他部門、多工程にわたる産業分野のMNCの場合、地域統合をもたらす貿易自由化は、その地域分業戦略を可能にする意味で投資自由化と補完的である。しかしそれは80年代以後のFDIの中でどれだけの比重をもったか、将来に向けてはどうであろうか。

- (4) これから工業化に向かって進もうとする最後発の途上国にとって、上述の ISI および EPI に加えられた貿易自由化の新しい条件はこれまで見られなかった新たな形態の開発途上の難関となる可能性がある。しかし他方では、これに対して、(3)で述べたような投資自由化の新しい動向がある。この動向は必ずしもすべてが新しい難関を突破するのに役立つものではないが、その中にある有効な動きを見だし、FDI なくなく MNC との上手なつきあい方の中でそれを実現していくことが望ましい。

ISIおよびEPIに加えられた貿易自由化の新しい条件は、途上国にとって新しい困難ではなく、最も効果的な開発促進の途を示唆するという解釈もありうる。新古典派的な自由貿易論の立場からの解釈はそれである。その立場からみて望ましい政策は、長期的に生き残ることができないと思われる競争力の低い輸入代替産業の業種と、長期的に生き残ることがかなり確実で輸出振興の方向で支援を与えるべき業種とが政策的に早々と示されること、企業はその示唆に従って投資方向を前者から後者に移す一従って輸入代替産業が縮小し、その結果解放された資本および人的資本が輸出産業においてさしたる困難なく転用されること、である。

これに対してわれわれが抱く不安は、後発途上国の未発達の内市場条件の下で、このようなスムーズな資源再配分が、単に政府の与えるガイドポストだけで可能かどうか、ということである。さらに今日の国際市場競争の勝敗は、単に国内の要素賦存比率に適合する比較優位産業が選ばれるかどうかだけでなく、規模の経済、学習効果、R&Dなどを享受する機会がどれだけ大きいかによって決まる、ということもある。途上国政府は依然として市場にだけ任されない重大な責任を担われているといえよう。

## 4. より体系的な貿易・投資政策に向けて

新段階下の貿易・投資政策のオプションを考えるためには、いろいろの準備が必要である。まず政策の基本的スタンスが確定されねばならないが、ここでは3.(2)でみたように、自由化を基本とし、幼稚産業保護を加味する第三の道をとることを前提にして進む。この政策スタンスに立つとき、これに立脚して具体的オプションを導くための分析的モデルの立案、それにも関連して必要な膨大な追加的検討資料の集積、それをもととする検討作業が必要である。これらは政府の組織・陣容をもって初めてこなさうする作業である。以下は包括的な貿易・投資政策のオプションを策定するためのアプローチについての若干の示唆以上のものではない。

### 4.1. 個別産業アプローチのある統合

現時点でたびたび出てくる設問は、現に存在する輸出入品目（産業）を（ ）すでに国際競争力をもっているか、その見込みのあるもの（したがって2006年に関税率0~5%で問題なし）、（ ）2006年までに保護すれば自立できるもの、（ ）2006年までには、まだその自立に必要な国内需要が生じないなどの理由で、自立できないもの、の3つにどうグループ分けするかということだった。われわれの産業政策部会の研究は、越政府から指定をうけた産業について、その立ち上がりの条件を探究することを目的としており、AFTAとの関係を問題にするとき、このようなアプローチをとっている。しかしこのアプローチをとる多くの人々が、（ ）に属する産業（産業政策部会の判断では、高炉一貫製鉄、石化および繊維の川上などが含まれる）をどう扱うかについては答えを留保している。分析的に言えば、このアプローチは現在の当該産業の技術や市場需給状況を所与とする静学的な研究である。その上に研究対象とした産業の包括範囲は狭い。最大の欠点は、今後ヴェトナムの工業化が進捗する際に出てくる可能性のある幼稚産業業種が欠落していることである。

### 4.2. これから誕生する幼稚産業業種の発見

この点に着目して、東アジアの8カ国のクロスセクション比較（GDP成長率、品目別工業品輸出成長率など）のなかからヴェトナムにとっての幼稚産業業種グループを発見しようとしたのが、この総論グループの大野健一論文である（ハノイ会議背景論文：Kenichi Ohno, Trade Liberalization Strategy for Latecomer Development Countries: The Case of Viet Nam in AFTA）。しかし分析的には、これも上記と同じ静学的立場である。



### 4.3.AFTA の縛りと WTO の縛り

以上の研究は、2006 年を目標年次とする産業業種の自立を問題としているところからも明らかのように、AFTA 加盟の公約に端を発した AFTA 問題 (AFTA 参加によって生じた産業構造調整の問題) への対策に関連するものである。ここではこれまで取り上げなかった新しい関連問題を考えたい。それは、AFTA 問題がヴェトナムの WTO 参加が実現したときそれによってどのように影響を受けるか、ということである。表 3 にヴェトナムの相手先別輸出入構造を示す統計が示されている。そのなかから 1995 年の輸入、輸出についてそれぞれの対 ASEAN 5 およびその他地域の構造比を取り出して出発点とし、それぞれの比率が AFTA および将来実現する WTO 加盟によってどのように変化するかという形で問題をみる。

#### 4.3.1. ヴィエトナムの輸入

##### イ. AFTA の縛り (WTO 未加盟)

1995 年におけるヴェトナム総輸入中の AFTA 地域 (ASEAN5 で代表させる) からの輸入の比率は 26%、非 AFTA 地域 74%であった。AFTA 関税引き下げ計画が 2006 年に完了する際に、この比率はどう変わるだろうか。他の事情を一定として、輸入関税率の変化の影響のみを考える。単純化のために他の AFTA 域内国をタイで代表させ、貿易障壁なき際のヴェトナム沖 fob 輸入価格を  $T$ 、その 0~5% を  $t$  で表す。2006 年の輸入価格は  $T(1+t)$  である。域外国を日本で代表させ、対応する記号を  $J, j$  で表す。 $J, j$  は仮定によって 1995~2006 年の間不変である。輸入価格もなお  $J(1+j)$  で不変。この  $j$  はヴェトナムの国内法による基準関税による (Box 1)。

[ケース 1 :  $J(1+j) > T(1+t)$  の場合]

日本からの輸入はタイからの輸入に転換する。輸入総額中の対 AFTA 地域比率 26% は拡大し、非 AFTA 地域貿易 74% は縮小する (時間的経過で考えれば、この縮小あるいは拡大は 1999~2006 年の間漸次に実現される。)

[ケース 2 :  $J(1+j) < T(1+t)$  の場合]

ケース 1 のような転換は起こらず、輸入における両地域間構成比は動かない。AFTA 地域の比率 26% は、規定上は AFTA ルールによって縛られるが、実際にはそのルールおよび関税率は適用されない。

##### ロ. WTO 加盟実現の際の WTO の縛りとの関係

WTO 加盟の際の譲許関税 (Box 1 参照) には現行基準関税をとるさいと、将来 (たとえば幼稚産業保護の必要のため) 引き上げる権利の留保を求め、基準関税率を超えて設定される上限 (ceiling bind) をとる際との 2 つのケースがある (前者はヴェトナムの 1995 年で 17%、後者はフィリピン、インドネシアなどの場合 40%)。いずれから出発しても、ウルグアイラウンドの決定に沿って関税引き下げが行われることになる。これらの数字は、具体的には加盟交渉において決められるが、この項の問題に対しては大まかな回答を行うことができる。

- i) WTO ルールおよびその譲許関税率は前項の定義での「非 AFTA 地域貿易」の大部分に対して適用されるものと考えられる。その譲許関税率およびその引き下げ後の関税率は、AFTA/CEPT 関税率よりも実際に高いと考えられる。
- ii) WTO 関税率の引き下げが現行基準関税率から出発するケース。この場合には (a) のケース 1 で見た日本からの輸入のタイからの輸入への転換は、総じてある時期以後次第に困難になるといえる。WTO 関税の引き下げによって、域外品の競争力が次第に強くなるからである。WTO 関税率が ceiling bind を設ける際にも、それが実際に発動されない限り事情は同じである。
- iii) ヴィエトナムがある特定品目につき幼稚産業保護の目的の下 ceiling bind を発動して、その国産化を図るとすると、どのようになるか。そのようなことがヴェトナムの AFTA/CEPT の関税引き下げ計画に含まれている品目であるとき、その行為は AFTA のルールに反することにはならないか。このようなケースは AFTA 協定では取り扱わ

れていないが、AFTA 当局の見解では、ベトナムが他の AFTA 加盟から該当品目の輸入する際にその引き下げ計画による関税率を遵守する限り、問題は起こらないといっている。

#### 4.3.2. ベトナムの輸出

輸出額においては、ベトナムにとっての AFTA 地域は 19%、非 AFTA 地域は 81% という構成になる。ベトナムの輸出品目構成が先発途上国である他の AFTA 加盟国と同じであるなら、ベトナムが AFTA から受ける恩恵は上記(1)の 1)の分析に際するタイの位置にベトナムを置いてみれば大まかに想像できる。しかし実際にはベトナムの対 AFTA 諸国輸出品が一次産品中心であるために、そのようにいかない。

すなわちベトナムの対 AFTA 諸国向け輸出品は、原油、コメ、豆類、ゴム、トウモロコシ、カシューナッツ、胡椒、生野菜、果実、水産物、鋼鉄、材木、石炭、亜鉛、皮革および手工業品であり、CEPT 関税引き下げの優恵関税が適用される品目はごく少数である。特にベトナムの大量輸出品である原油、未加工農産物は IL, TEL に含まれていない。(Vo Dai Luoc, ed., "Vietnam's Policy of Trade and Investment," Institute of World Economy Hanoi, 1996(mim.), pp.80-82) ベトナムの輸出がこの項の独自の問題となるのは、その工業化がかなり進んだ後のことである。

AFTA と WTO の縛りの問題は、FDI の進展によって以上の地域間貿易構造の変化が影響される程度においてさらに変わってくる。これについては省略する。

#### 4.4. FDI はどれだけ助けになっているか

この問題は第 3 節の問題(3)(4)に関連している。それらの検討の結果として残される政策問題は、AFTA 加盟国が、FDI 受け入れないし MNC の地域戦略受容がもたらす積極的役割を評価した上で、それを FDI 受け入れの一貫した政策として確立し推進するかということである。答が肯定的であるなら、検討はさらに現代の外国直接投資に関する新しい議論に照らして、FDI の外国貿易に対する補完・代替（あるいは順・逆）の関係や、特に MNC の国際化戦略について進められた上、本節の目的に役立つ MNC との上手な交渉の戦術に及ばなければならない。しかしまできることは、国家統計局の最近の調査によって知ることのできるベトナムの FDI の現状についての多少の事実を指摘することだけである。

- ① 国際収支表上の FDI の規模は、1990 年から今日にいたるまで急増し、同じく急増する貿易収支残高（赤字）を相殺する役割を演じたが、94 年以降はそれが次第に困難になっている（表 4）。また FDI 流入の規模も、中国に比べればまだ著しく小さい。
- ② この違いは、全国の工業企業調査で得られる工業総売上高（あるいは工業総生産高）ないし資本・生産ストックの上での FDI 企業のウェイトの違いにも反映している（表 5、表 6）。
- ③ ベトナム政府は FDI が輸出用工業生産の増加に貢献することを望んでいるが、マクロ経済でみた統計ではその成果はまだ小さい。FDI 企業の工業品輸出額合計は、全輸出額の 7.8%(1996)、原油輸出を加えて漸く 24.5%である。中国の FDI 企業の輸出が同じ 1996 年 40.7%であることと比較される（表 7、表 8）。
- ④ ベトナム政府の外国人投資セクターに関する調査はこのほか外資企業なかつく合弁企業の活動成果がベトナム政府にとって満足すべきものでない事例を数多く掲げている（GSO, "Report on the Performance of Foreign Invested Economic Sector, Hanoi," Jan. 1997 (mim.))。これについては検討すべき点がたくさん残されているが、それは少なくとも、ベトナム政府が FDI と上手に共存し合うにいたっていないことを示している。

#### 4.5.輸出産業振興計画について

ヴェトナムの貿易・投資政策関連の活動の中で現在最大の重点を注ぐべき仕事は、このプログラムの立案・実施であろう。第2節で参照した Ham 局長のペーパーは、この仕事はすでに政府において進行中であることを物語っている。このペーパーでは、輸出産業振興の対象が、直接輸出産業だけでなくそれを支える基礎産業に及び、また前者については、2010 年以後発展させるべき輸出用機械電子製品、部品、化学品および石油化学品などの“新産業”にまで言及されている。FDI の誘致やそのためのインフラ建設、工業団地輸出加工区の再建も必要である。政府がこのような計画に介入する正当性は、前述のように、貿易自由化が実現するまでの一定期間にわたって、現在の価格体系に含まれた anti-export bias を中立化し、また市場経済の低発達を補完することの望ましさにあるから、以上のような奨励業種の決定や奨励手段の選択には、その目的にそう一定の基準がなければならない。問題はその基準を国際的に容認され易い形で確立し、それに基づいて輸出振興の目的を最大化するようなプログラムを立案するにはどうしたらよいか、ということである。

この問題に答えるためには、1990 年代になって国際援助機関を中心として行われた開発における政府と市場の関係の議論や、関連して進められた東アジア諸国（日本、韓国、ASEAN 諸国を含む）の貿易政策についての実証研究の成果を参照し、さらに深めていかねばならない。この議論や関連する実証研究の一つの帰結として、世界銀行自体、途上国政府のとるべき経済開発政策の原理として、かつての「自由放任主義」（レッセフェール）の主張を見直し、「市場の失敗」の領域での市場インセンティブを用いての調整、ひいては市場を介さない「非市場的調整」(non-market coordination)の是認にまで進化するところがあった。ただし「非市場的調整」が是認されるためには条件があって、市場を通さずとも「コンテストに基づく競争」(contest-based competition)と称する基準で公正な競争が行われること（たとえば輸出促進というコンテストで賞を得たものに優待金利での銀行信用、外貨の優先割当が与えられる等）、有能な官僚がおり、チェック・アンド・バランスの制度があって、「非市場的調整」が「政府の失敗」を起こさない、などが求められる (World Bank, *The East Asian Miracle*, 1993)。これらは世界銀行バージョンにおける輸出振興計画策定の基準として考えることができ、ヴェトナムの課題にとって参考価値がある。

以上で国際経済機構参加問題が契機となって決定を急がれている新しい貿易投資政策、なかんずく自由化ステップの問題について検討した。一つの結論は、急速な自由化の実現への約束が積極的な効果を発揮するようできるだけ早く輸出振興的産業プログラムを立案すること、関連して FDI の活用のより体系的な政策を考えることであった。これはすでにヴェトナム政府が動き出したことであり、われわれの強く支持したいところである。しかし念のために述べるならば、AFTA が今後ヴェトナムの貿易投資政策に与える影響については、なおかなりの不確定要因がある。その一つには第4節(3)でみたような、今後 AFTA 域内で生じる可能性のある貿易転換など、本格的調査を待つてより一層明らかにすべき要因がある。次に AFTA のルールやその実際の運営に関連する要因があり、そのなかには貿易転換などの新しい出来事への対処の仕方や、NTB 除去の問題（このなかには本章で扱わなかった国営企業問題も含まれる）が含まれる。このような不確定要因がどうなるかは、今後の貿易投資政策シナリオに大きい影響を与える可能性があり、その展開に十分慎重な観察が望まれる。

#### 5.国内諸分野のシステム改革

残されたこの課題は、フェーズ2における4部会の研究トピックの一側面に関係している。以下の各論ではそれらについての研究成果が述べられるはずである。しかしここではその一部にふ

れつつ、貿易投資の自由化問題が国内的改革のスケジュールの短縮と、よりきびしい実行を迫りつつある事情を考察し、次にさらに重要な側面として、貿易投資改革の挑戦的課題の成否が、逆に国内的改革の断乎たる推進に大きく依存していることを要点のみ論じる。

## 5.1.貿易自由化の公約とシステム改革

貿易自由化の公約が国内改革のスケジュールに最も直接的に影響するのは、国営企業改革であろう。それは国営企業改革の問題が自由化の公約の成否を決めるミクロ的側面の問題にほぼ一致するからである。2006年問題は国営企業がその年までに生き残りをかけた改革に成功するか否かの問題である、という主張があることもそのためである。国営企業改革の最大の問題の一つは、政府と企業との経営権をめぐる争奪、生産設備・技術の遅れおよび経営・組織能力の低位などから企業の内外競争力が乏しいことにある。企業の経営・財務の危機はその一つの表れである。危機は1991年の再登録・再審査運動による不良企業淘汰により、一旦回避された。しかし危機再発のメカニズムを断ち切るには、これらの問題を解決しなければならないのである。

産業政策部会のトピックも自由化問題に深くかかわっている。この部会は、フェーズ2以来政府が関心を持つ特定産業業種について、それぞれの立ち上がりの条件を研究してきたが、フェーズ2ではさらにそれらを総合して産業全体の発展シナリオを立案する試験的研究がなされている。並行して、中小企業調査も行われた。新しい貿易投資政策の眼目になるはずの輸出産業計画は、このような個別産業研究とその統合の試み、および中小企業調査の成果を重要な素材としなければならない。

財政金融部会は、計画経済期において財政金融システムが物動計画的な資本蓄積メカニズムのなかで従属的、受動的役割しか持たなかった状態から、移行経済期に入って財政金融システムが資本の動員と配分を中心とする資本蓄積の自主的、主動的役割を演ずるにいたる過程や移行期の財政金融メカニズムとその問題点などを分析している。このメカニズムは市場経済の下でのそれをモデルとしてつくられているが、ベトナムですでに市場経済ができ上がっているわけではなく、実体的にも所得・貯蓄水準が低いことから多くの問題が発生する。自由化プログラムは直接間接に、これらの問題の多くが早急に解決されることを求める。輸出産業振興プログラムの財源、国営企業の不良債権の処理などの問題がある。マクロ経済運営との関係では、結局のところ低い貯蓄率や輸出能力不足に帰因する過度の外資依存、他面ではきびしい銀行信用規制の下での企業の資金不足の問題などがある。

農業部会は、ベトナム農業の今日までの高い成長が既存の生産施設や輸送・市販網などのインフラに依拠するいわば“復興”段階の成長であって、今後の成長持続のためにはこれらの分野での本格的な長期開発のための投資が必要だという考え方である。そのために水利建設や商品農産物のマーケティングに関する調査、提案が行われ、また長期開発の制度的支柱をなす地縁的な農業合作社、農業信用システムの再建についての調査、提案が行われている。貿易自由化のためにスケジュールを繰り上げねばならない問題は他の部会の課題ほど緊急的ではない。

## 5.2.貿易自由化成功の国内的基礎

貿易投資自由化の成否が国内的側面のシステム改革の成否に大きく依存しているという主張は、われわれの一人が数年前中国の改革開放政策の成果をそれによって検討しようとした国民経済の5部門モデルを借りて説明することができる(石川滋「対外開放と国内発展」伊藤文雄編『二十一世紀の中国』サイマル出版会、1995年)。5部門とは、国営企業、民間企業(郷鎮企業などの集団企業を含む)、農業、外国貿易(国営・非国営の外国貿易企業およびFDI企業)および外国(外国経済)の5つである。

この5部門で構成される80年代、90年代の中国経済において、成長ダイナミズムの中心は農業部門および外国貿易部門であった。農業部門ではハイブリッド米育種などの“技術突破”(“breakthrough”)が行われた結果、農業生産の上昇、市販余剰の増加、農家貯蓄の向上があり、それが近隣地帯における郷鎮企業その他の民間企業拡大の引き金を引いた。それはまた農産物供

給の増加を通じて都市家計の収入をふやし、都市工業の発展をももたらした。外国貿易部門は、外国部門特に日、米、NIES, ASEAN で起こった動的变化（初め衣料・家電・組立電子部品を始めとする労働・技能集約財の生産拠点の賃金安の海外への移駐の動き）を速やかに捉え、国内に伝達した。国内の受け皿は初め「経済特区」各種「経済開放区」の郷鎮企業・集団企業など民間の民間部門（中小企業セクター）であったが、受け皿はその後大都市の FDI 企業、なканずく MNC に移った（表 8）。2 つの成長ダイナミズムの波及効果はこのように二重構造的な民間企業部門において合流し、その二重構造の両層にわたる成長をもたらした。その結果、国営企業の改革、ひいては国営企業による生産・輸出は相対的に停滞したにもかかわらず、中国経済の成長は衰えなかった。

　　ヴィエトナムでは、その経済を同じ 5 部門構成で見た際に、中国でみられた成長ダイナミズムの 2 つの中心のいずれもが欠けている。中国の先例を参考にするなら、ヴィエトナムはまずその中心の一つ、農業での“突破”を図り、次いで二重構造の両層にわたる民間部門を育てていかなければならない。いま一つの中心である外国貿易部門では、国営貿易のリストラと並んで外国投資企業の大胆な受け入れのための工夫が望ましい。その国内の受け皿は上記のダイナミズム中心からの成長波及過程で形成されるだろう。ヴィエトナムでは、これらとともに貿易自由化の日程にあわせて、国営企業部門の革新を急がねばならない。革新の中味として、国有企業の小規模グループを中心とする再々登録が実行されることが期待される。財政金融改革はこれらの構造変化を円滑にする触媒の役割を演じなければならない。

表1 CEPT 関税引き下げに関する AFTA の新予定表：全セクター (%)

国	関税 ライン数	年次							
		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
ブルネイ	6,112	2.02	2.02	1.64	1.64	1.38	1.38	1.38	1.38
インドネシア	7,910	11.56	10.56	8.80	7.87	5.83	5.68	5.00	4.25
マレーシア	10,494	6.11	5.38	4.66	3.92	3.23	3.03	2.86	2.58
フィリピン	4,694	8.24	7.50	6.48	5.86	4.85	4.37	4.36	3.28
シンガポール	5,708	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
タイ	8,867	14.14	12.73	10.18	9.31	7.03	6.99	5.80	4.62
ヴェトナム	857	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88
ASEAN	44,642	7.66	6.95	5.76	5.19	4.02	3.89	3.47	2.89

出所 AFTA Reader, Vol. IV, Sept. 1996.

注 本表の関税ライン数は、セクター基準（すなわちHS6桁）で測った関税ライン数を示す。

表2 中国：経済特区その他特殊地域の輸出入（1996年）

	輸出		全体の%	輸入		全体の%
	100万ドル	%		100万ドル	%	
1. 経済特区	17,692	24.0	11.7	17,827	25.5	18.8
2. 経済技術開発区及び 特別開放地区	9,726	13.2	6.4	11,096	15.8	8.0
3. 高技術産業開発区	873	1.2	0.6	1,469	2.1	1.1
4. 保税倉庫	1,455	2.0	1.0	2,813	4.0	2.0
5. 臨海解放都市	43,970	59.6	29.1	36,820	52.6	20.5
6. 計	73,716	100.0	48.8	70,025	100.0	50.4

出所 China's Custom Statistics, December 1996.

表3 ヴィエトナムの貿易相手地域別貿易構造 (100万ドル)

	輸出						
	1989	1990	1991	1992	1993	1994	*1995
World Total	2,471	2,524	2,189	2,918	2,985	4,054	5,471
NIES Total	179	494	757	765	790	1,096	.
ASEAN 4 Total	119	267	514	552	531	791	603
Japan	261	340	719	834	937	1,179	1,560
	パーセントによる構成比						
World Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
NIES Total	7.2	19.6	34.6	26.2	26.5	27.0	.
ASEAN 4 Total	4.8	10.6	23.5	18.9	17.8	19.5	11.0
ASEAN 5 Total	7.7	18.3	42.9	32.7	30.5	34.1	18.5
Japan	10.6	13.5	32.8	28.6	31.4	29.1	28.5
	輸入						
World Total	3,031	2,841	2,483	3,027	8,924	5,826	11,586
NIES Total	161	788	1,128	1,249	1,903	2,581	5,277
ASEAN 4 Total	13	26	55	87	135	335	1,035
Japan	106	169	158	289	452	586	1,014
	パーセントによる構成比						
World Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
NIES Total	5.3	27.7	45.4	41.3	48.5	44.3	45.5
ASEAN 4 Total	0.4	0.9	2.2	2.9	3.4	5.8	8.9
ASEAN 5 Total	1.8	18.4	31.3	30.0	30.4	25.4	25.9
Japan	3.5	5.9	6.4	7.9	11.5	10.1	8.8

出所 IMF; Direction of Trade Statistics Yearbook 1996

注 \*1995年の数字は暫定的

ASEAN 4はインドネシア、マレーシア、フィリピンおよびタイ、ASEAN 5はこれにシンガポールを加える。

表4 外国直接投資 (FDI) の経済的重要性

	ヴェトナム				中国			
	FDI	貿易 勘定残高 100万ドル	GDP	FDI GDP %	FDI	貿易 勘定残高 100万ドル	GDP	FDI GDP %
1988	0	-679	-		5,297	-7,750	401,072	1.3
1989	100	-350	-		5,600	-6,600	449,008	1.2
1990	120	-41	-		6,596	8,740	387,723	1.7
1991	220	-63	8,271	2.7	11,977	8,050	406,220	2.9
1992	260	-60	9,913	2.6	58,124	4,350	483,021	12.0
1993	832	-547	12,836	6.5	111,436	-12,220	601,093	18.5
1994	1,048	-1,191	15,542	6.7	82,680	5,400	540,970	15.3
1995	1,781	-2,345	20,314	8.8	91,820	16,690	691,364	13.3
1996	2,700	-3,900	23,574	11.5				
1997	3,000	(est.) -4,000 (for)						
1998								

出所 Viet Nam -- GSO/ Processing by Dr. Nguyen Quong Thai, Hanoi, 5/1997

GSO, *Statistical Yearbook 1997*.

China-- SSB, *China Statistical Yearbook 1996*.



表5 ヴィエトナム：全国企業全売上高の所有形態別産業別構造  
 ---GSOの全国企業調査（1994年）（10億 VND）

	全産業		製造工業		鉱業	
		%		%		%
1. 全国企業	240,713	100.0	56,621	100.0	12,330	100.0
2. 国内資本企業	220,088	91.4	49,597	87.6	2,407	19.5
国有企業	182,419	75.8	41,926	74.0	2,348	19.1
内中央	105,278	43.7	26,756	47.3	1,709	13.9
地方	77,141	32.0	15,169	26.8	640	5.2
集団企業	3,804	1.6	1,168	2.1	28	0.2
民間企業	11,420	4.7	2,239	4.0	15	0.1
株式会社	2,743	1.1	415	0.7	—	—
有限責任会社	19,703	8.2	3,849	6.8	18	0.1
3. 外国投資企業	20,625	8.6	7,024	12.4	9,722	80.5
100%外国投資企業	2,013	0.8	1,766	3.1	3	neg.
国有企業との合併	17,395	7.2	4,652	8.2	9,915	80.4
集団企業との合併	0.8	neg.	neg.	neg.	—	—
民間セクターとの合併	455	0.2	378	0.7	3	neg.
混合経済セクターとの合併	323	0.1	213	0.4	0.7	neg.
協力	437	0.2	16	neg.	—	—

出所 GSO, "Result of economic, administrative enterprises survey in 1995", Hanoi, 1996.

注 「外国投資企業」の資本は外国人資本およびヴィエトナム資本の両者から構成される。

下表には両資本の比率とそれぞれの資本の具体的形態を示す。

表5の付表 外国人資本参加企業法定資本の国籍別、資本形態別貢献  
 1988年から1996年6月の間の累積額（100万ドル）

	Total	Foreign	Vietnamese
現金	4,565.8	4,331.9	233.9
原料	213.6	209.7	3.8
設備機械・部品	943.9	866.7	77.2
建物	304.1	--	304.1
自然資源	797.4	--	797.4
土地および水使用権			
地表	1,110.8	--	1,110.8
その他	279.9	237.7	42.2
<b>Total</b>	<b>8,215.5</b>	<b>5,646.0</b>	<b>2,569.4</b>

出所 General Statistical Office, "Report on the Performance of the Foreign Invested Economic Sector," Jan. 1997 Hanoi (mim.)

表6 中国：全企業の粗生産高の所有形態別構造--国家統計局資料(1995年)

	(10億人民元)	
	製造工業・鉱業 電力・ガス・水道	%
全企業	5,494.7 <sup>2</sup>	100.0 <sup>2</sup>
国有企業	2,589.0	47.1
集団所有企業	1,583.9	28.8
株式会社	272.7	5.0
外国投資参加企業	474.6 <sup>1</sup>	8.6
内	(532.6) <sup>1</sup>	(9.7)
合併企業	408.8	7.4
協力企業	41.4	0.8
100%外資	82.4	1.5
海外華僑(香港、マカオ、香港)出資企業	486.8 <sup>1</sup>	8.9
内	(538.8) <sup>1</sup>	(9.8)
合併企業	389.1	7.1
協力企業	54.9	1.0
100%華僑出資企業	94.8	1.7

出所 SSB, Chinese Statistical Yearbook 1996.

備考 1. 「製造工業、鉱業、電力、ガス、水道」は旧ソ連統計の概念における「工業」を構成する。中国統計においては、この「工業」概念の統計しか利用できない。

2. 表出資企業の%の合計である。

注 1. この統計表では同じ変量につき違った数値が与えられている。

2. この統計は下記の内訳項目の生産額合計よりも少し小さい。すべての数字は修正なしに示されている。

表7 ヴィエトナム：外国人投資セクターの年間輸出額（原油輸出を含む）への貢献

	FDIセクターの輸出 (100万ドル)	全輸出に対する%
1994	1,100	27.1
1995	1,350	24.7
1996	1,740	24.5
	内、原油、	16.7
	ガーマント、皮革、繊維	5.3
	サービス	0.6

出所 GSO, "Report on the Performance of the Foreign Invested Economic Sector," Hanoi, Jan. 1997(mim)

表8 中国：企業別輸出入（1995年）

	輸出		輸入	
	100万ドル	%	100万ドル	%
合計	151,066	100.0	138,838	100.0
国有企業	86,058	57.0	59,164	42.6
外国人投資企業	61,506	40.7	75,604	54.5
契約による合弁	7,949	5.3	9,230	6.7
株式による合弁	29,750	19.7	41,094	29.6
外国人独資企業	23,807	15.8	25,219	18.2
集団所有企業	3,073	2.0	1,804	1.3
その他	429	0.3	2,266	1.6

出所 China's Custom Statistics, December 1996.

Box 1

ベトナムにおける3つの関税率

AFTA 加盟に続き WTO の加盟が実現すると、ベトナムは大きくは3つの関税率体系を持つことになる。

WTO やそれを引き継いだ GATT は、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、国際通商における差別的待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取り決めであり、普遍的な貿易自由化の実現を目的の一つとしている。関税に関しては相互にその引き下げ、据え置き、最高限度の設定等の譲許を行う。それによって実現した関税を譲許関税という。

WTO における譲許関税の決定の手続きは、旧加盟国については2国間交渉による関税引き下げ譲許 (GATT 第 28 条) を交渉当事者でない他の参加国に対しても、GATT 第 1 条の一般的最恵国待遇 (General Most-Favored-nation Treatment; MFN) により、均霑させるというやり方である。新規加盟国の譲許関税の決定については Box 2 に記してある。

	基準関税：A	WTO/譲許関税：B	CEPT 関税：C
性格	ベトナム国内法により定めるところの一般的な関税	一定水準以上に関税率を引き上げないことを WTO 加盟国に約束した関税	AFTA による ASEAN 諸国相互特惠関税
バインド	国内法により変更可能	上限を国際的にバインド	税率を国際的にバインド (2006 年に 0-5%)
適用対象国	一般	WTO 加盟国	ASEAN 加盟国
対象品目	全般	WTO 譲許品目	CEPT 品目

(1) ベトナムの場合、関税率水準は一般的には、 $B > A > C$  の順になるであろう。

(2) WTO 加盟国への適用関税率 (譲許品目に関して) :

$A < B$  ならば A を適用

$A > B$  ならば B を適用

AFTA 加盟国への適用関税率：CEPT 移行に伴い C を適用

非 WTO・非 AFTA 加盟国への適用関税率：A を適用

(3) なお、ベトナムが APEC に加盟すると、基準関税 (A) の自主的引き下げ等を含む国別行動計画を策定することとなる。

## Box 2

### WTO 加盟に際しての関税譲許

(1) WTO 加盟に際しての2つの作業が同時並行的に行われる

- ① 作業部会（対外貿易制度・国内法と WTO ルールとの整合性等の審査、加入条件を取りまとめた「加入議定書」の作成）
- ② 二国間交渉（関税および非関税措置に関する軽減・撤廃交渉、「譲許表」の作成）

（注）この交渉の結果、新規加盟国が既加盟国に与えた「譲許」を一表にまとめたものが「譲許表」であり、第1部「最恵国関税率表」、第2部「特惠関税率表」そして第3部「非関税措置に関する譲許」から成る。以下では、最恵国関税率に焦点をあてて解説している。

(2) 関税譲許には2つの要素がある

関税に関しては既加盟各国からリクエストが提出され、加盟申請国がそれらに対してオファーを与えて交渉に入る。交渉の主要素は、①譲許する品目の特定、②その関税率水準の設定、の2つで、いずれも交渉の結果として確定する。

(3) ウルグアイ・ラウンドの結果、品目カバレッジ等加入負担は大きくなっている

- ① 譲許品目のカバレッジを示す指標の一つがバインド率。先進国は UR 前にすでにほとんどの鉱工業品をバインドしていた。香港を例外として、途上国も UR において相当数の品目をバインドしたのが特徴（7～9割）。このことは、ベトナムの加盟交渉においても、かなり幅広い品目にわたっての譲許が必要なことを意味するだろう。
- ② 表にみるように、平均譲許関税率は UR によりかなり引き下げられているが、先進国に比べて途上国の水準はなお高い。

鉱工業品 (%)	日本	米国	EC	カナダ	豪州	韓国	香港	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ
バインド率	前 98	99	100	100	36	24	1	0	2	30	12
	後 100	100	100	100	96	89	23	73	79	92	70
平均関税率	前 3.8	5.4	5.7	9.0	20.0	18.0	0.0	12.4	10.2	20.4	37.3
	後 1.5	3.5	3.6	4.8	13.2	8.3	0.0	5.1	9.1	36.9	28.0

注 バインド率 = 譲許品目輸入額 / 全輸入額

平均譲許関税率 = (譲許品目輸入額 × 譲許関税率) 合計 / 譲許品目輸入総額

(4) 関税譲許には3つの形態がある

新規加盟交渉時にはベトナムの現行基本税率を参照して既加盟国からリクエストが行われ、ベトナムは以下のような3つの形態のいずれかでのオファーを返すことになる。

- ① 「現行基本税率より低い水準」で MFN 税率を譲許する。
- ② 将来引き上げないとの約束で「現行基本税率と同水準」で MFN 税率を譲許する。
- ③ 「現行基本税率よりも高い水準」で MFN 税率を設定するが、将来基本税率を引き上げることがあっても、WTO 加盟国に対しては MFN 税率を上限とする約束を譲許する (upper bind または ceiling bind と呼ばれる)。

譲許品目の関税率が、上のどの形で最終的に合意されるかは、交渉の過程で決まってくることで、一概に論じることはできない。

(5) UR におけるインドネシアのシーリング・バインドの例

前掲の表に表れているように、インドネシアの平均譲許関税率はラウンド後の方が高くなっている。その理由は、UR 前にはバインドしていなかった多くの品目を新たにバインドする一方で、例外を除き一律 40% のシーリング・バインドとすることで交渉が成立したためである。

Box 3

日系現地製造企業のアジア地域投資戦略の例：1995年調査

	計	タイ	マレーシ ア	フィリピン	インドネ シア	シンガポ ール	回答社数
アジアへの投資戦略計画あり	548	165	165	40	102	76	
現生産拠点を第三国 へ移転	162	34	57 <sup>a</sup>	11	21	39	
日本または第三国か ら現生産拠点へシフ ト	139	54	43 <sup>b</sup>	6	23	13	
現生産拠点で生産を 多角化する	289	87	71	26	70	35	
現地でのR&D機能 を強化する	93	27	25	10	10	21	
アジアへの投資戦略計画なし	388	140	98	38	86	26	
計	936	305	263	78	188	102	
							%
アジアへの投資戦略計画あり	58.5	54.1	62.7	51.3	54.3	74.5	
現生産拠点を第三国 へ移転	17.3	11.1	21.7	14.1	11.2	38.2	
日本または第三国か ら現生産拠点へシフ ト	14.9	17.7	16.3	7.7	12.2	12.7	
現生産拠点で生産を 多角化する	30.9	28.5	27.0	33.3	37.2	34.3	
現地でのR&D機能 を強化する	9.9	8.9	9.5	12.8	5.3	20.6	
アジアへの投資戦略計画なし	41.5	45.9	37.3	48.7	45.7	25.5	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

出所 JETRO「ASEAN日系製造業の活動状況」1996年版

ASEANへ進出している日系製造業へのアンケート調査(第9回)結果の一部である。マレーシアを例にとりて条文の補足説明を加えると、回答のあった同国進出263企業のうち、57企業は同国以外のアジアへ生産拠点を移す計画を持っている(a)。逆に、日本などマレーシア以外の国にある生産拠点をマレーシアに移そうとする計画をもつ企業が43社ある(b)。

# **1 – B : Moving Towards the Sustainable Development**

**Nguyen Quang Thai**

Ministry of Planning and Investment  
Development Strategy Institute

For the past 7 years of carrying out “Strategy on Socio-economic stabilization and development until 2000,” Viet Nam has gained important achievements with the annual GDP growth rate averaged at 8.5% which is the highest level in South East Asia. As many countries and organizations have noted, even in the condition of the on-going financial-monetary crisis in the region, Viet Nam is still capable of maintaining a relatively high growth rate or more, provided that appropriate policy adjustments are undertaken in the coming years. However, it should also be noted that rapid growth rate in the time to come is not a certainty or unconditional. This means that it is necessary to have sound assessment of the reality, identify both advantages and hidden challenges threatening the achievements of Doi Moi and put forth policy options.

## **1. Achievements and Potentials Need to be Exploited**

### **1.1. Obtaining rapid growth, raising savings rate and creating premises for the relatively high development against countries in the region.**

As mentioned above, the high growth rate results in the rise in the population’s income in general. If counted by the US dollar, the income increase is even higher due to the fact that the exchange rate change occurred more slowly than the inflation rate. By this way, annual income growth rate mounted to 15-20%, particularly in 1997 when this rate was still high, though there had substantial adjustment of the exchange rate which was only the same as compared to the inflation rate. The average income growth rate in the past 7 years in the US dollar was double against that of the constant price (the 1989 price). This reflects more clearly the level of economic development and, on the other hand, helps avoid the “subsidized” price board in the past so as to be closer to the current price<sup>1</sup> (see the table below of the General Department of Statistics).

---

<sup>1</sup> Especially in the condition that the prices of some input material such as electricity, coal, petroleum are dictated much lower than the international ones. In the context that it is not yet possible to increase domestic prices for these goods, price adjustment or “dumping” would have certain impacts on the effectiveness of business and production due to the change in the components of production costs in some past years, the state even at times had to intervene not to appreciate the currency. This also happened in some other East Asian countries in the process of rapid growth coupled with the opening of the economy.

(% p.a.)

Year	GDP Growth (A)	Inflation (B)	Vietnamese dong depreciation against US dollar (C)	GDP Growth in US dollar (A)+(B)-(C)
1991	6.0	72.5	80.7	-2.2
1992	8.6	32.6	20.2	21.0
1993	8.1	14.3	-4.6	17.0
1994	8.8	14.5	3.0	20.3
1995	9.5	19.5	0.1	28.9
1996	9.3	6.1	1.2	14.2
1997	9.0	6.0	6.0	9.0
Average	8.5	23.6	15.2	15.2

It is the developed size of the economy, especially the firm growth of food production and agricultural sector that constitutes the decisive factor for the general stability. Factors other than that are:

- The coming into effect of big investments into socio-economic infrastructure with the mobilization of domestic savings (currently above 20%) and the externally-raised funds.
- The high growth rate of foreign-invested sectors of over 20% with high quality of goods and competitiveness
- The more advantageous business environment owing to the gradual completion of the legal framework and the execution of administrative reform, etc.

That picture shows that the economy has factors which guarantee continuous rapid growth in comparison with countries in the region.

## 1.2. The rapid increase of income has helped maintain the balance between income and distribution - the decisive factor to remove the obstacles of social problems entailed by the rapid growth and side-effects of externalities:

In the context of rapid economic growth, the living conditions of different population strata are improved at different levels. The GINI index and other indexes on the income structure reflect the "equity" in income distribution in Viet Nam is much better than that of many countries in the region, including China, and narrowly less than that of Indonesia. The Vietnamese income gap is just over half of that of Malaysia- the country having the highest level of income disparity in the region.

### Rather Even Distribution of Income

	① GINI Coefficient	② 20% lowest income	③ 20% highest income	④ disparity (times) ③/②	⑤ 10% lowest income	⑥ 10% highest income	⑦ disparity (times) ⑥/⑤
Viet Nam	35.7	7.8	44.0	5.6 (2)	3.5	29.0	8.3 (2)
China	41.5	5.5	47.5	8.6 (4)	2.2	30.9	14.0 (4)
Indonesia	31.7	8.7	40.7	4.7 (1)	3.9	25.6	6.6 (1)
Philippines	40.7	6.5	47.8	7.4 (3)	2.8	32.1	11.5 (3)
Thailand	46.2	5.6	52.7	9.4 (5)	2.5	37.1	14.8 (5)
Malaysia	48.4	4.6	53.7	11.7 (6)	1.9	37.9	19.9 (6)

Source World Development Report 1997, WB, pp. 222-223.

The recent 3 years statistics show that the income gap between the 20% poorest and 20% richest has tended to widen from 6 times 3 years ago to nearly 7 times at present. However this is still lower than



that of China, Thailand, the Philippines or Malaysia. This in fact has created the impetus for economic growth at the beginning of economic restoration and development after many successive years of war. This has also left enough rooms for further acceptable unevenness of income while created impetus but not too wide gap of income.

### 1.3. We still enjoy certain comparative advantage in term of labor and human resource development though these advantages are declining.

Since the average income of the countries in the region is much higher than that of Viet Nam, their wage is thus higher than Vietnamese workers'. This consequently makes investment into Viet Nam more attractive. The World Bank's "World Development Report - 1997" indicated that the average income of Viet Nam in 1995 was lower than that of the regional countries. In addition, according to the UNDP as shown in its "Human Development Report - 1997" the human development index of Viet Nam is also higher than other countries in the region if compared to Viet Nam's rank in terms of GDP as estimated by the purchasing power parity (PPP):

	Average GDP in 1995	HDI's rank compared to that of GDP (how much higher)
Viet Nam	240(1 time)	26
China	620(2.58 times)	3
Indonesia	980(4.08 times)	-7
Philippines	1,050(4.38 times)	12
Thailand	2,740(11.42 times)	-8
Malaysia	3,890(16.21 times)	-13

In Japan, the work force in the electronic is mainly women, including laborers from the rural areas who do part-time jobs. In Viet Nam, we can also use young female labor force (from 18 to 20 years of age) as professional workers (while male laborers can be used at night). Moreover, our wage level is very attractive(current exchange rate: 1yen=80 -100 dong)

#### Engineer or technician (yen/month)

Japan	258,000 yen or 20-25 million dong/month
Singapore	70,000 yen or 5-7 million dong/month
Malaysia	20,000-24,000 yen or 2 million dong/month
Thailand	20,000 yen or 2 million dong/month
China	12,000-18,000 yen or 1-1.5 million dong/month
Indonesia	10,000 yen or 1 million dong/month
Viet Nam	80 US\$ or 1 million dong/month

Source NRI, Vol. 3, April, 1995

Thailand is at present facing a lot of difficulties in developing its electronics and information technology partly because of its shortage of workers of high skill.

However, if the labor productivity is counted, the labor costs for one value-added unit will be decreased to some extent. But the comparative advantage still exists. A favorable investment environment, if created, will constitute a comparative advantage for at least five years to come.

**1.4. Political stability, reforms which are positively under way have become a comparative advantage while countries in the region are being plunged into crisis.**

The cause of renovation (Doi Moi) of Viet Nam has been carried out with the wide support from almost people and international public opinion. The fact that investors, donors continue to extend their assistance to Viet Nam and the London Club has just accepted the debt-handling solution stands as a great support for Viet Nam. Despite the impact exerted by the on-going financial and monetary crisis in the region to some extent of which its pressures are likely to intensify Viet Nam is proving to be capable of standing firmly and maintaining growth.

These advantages of Viet Nam converge creating a combined attractiveness, which however could not be regarded as everlasting ones. Moreover, as the situation is changing so rapidly that these advantages are just relative ones. In case the cause of renovation continues to be accelerated as mentioned in resolutions which are being actively implemented under the Program of Action of the new Government, these "advantages" even given the consideration of evolution nature will be able to brought into full play in the future.

## **2. Challenges and Difficulties which Need to be Overcome**

The above-mentioned advantages, (favorable conditions and potentials), however, remain uncertain. Besides, negative factors and new difficulties have also emerged which need to be addressed. Following are some difficulties and weaknesses:

**2.1. Low competitiveness (high costs of products and services which are not commensurate with the quality, low efficiency of business and production activities, limited access to market that make the already-low competitiveness of the goods more vulnerable the "shock").**

The aforesaid practice is not confined to commodities like cement, sugar, steel, automobile, etc., of which their costs are about twice higher than the imported ones. Moreover, the environment for business, production, and investment activities, in some aspects, is getting worse, included in such factors as:

- Policy in which the local currency is overvalued in the face of the recent developments in the region due to the lack of prompt flexible adjustment.

- Legal framework which is not compatible due to the transition process and the management and administration machinery which is of low efficiency due to the serious bureaucracy and corruption. Government's new policies are paving the way for new prospects. The efficiency, however, will depend upon the management capacity of the existing machinery.

**2.2. Prolonged imbalance at macro level, a hidden source of instability, may induce signs of concern.**

Rapid development often comes with huge imbalance in certain areas. In the case of Viet Nam, imbalance is indicated in the monetary, financial and export-import areas. Trade and current account deficit standing at around 10% is a great danger. The deficit still stands as a factor of concern if the

export-import proportion of FDI projects is taken out (Which is not quite true). Budget deficit accounting for 4-5% of GDP is high and the situation, if not properly controlled, may cause shocks in the economy. The Government's persistent policy to closely control short-term credits, especially not to allow the provision of this loan to investment projects in the recent two years proved to proceed in the right track. However, solutions in the areas mentioned above often prove to be less effective since SOEs reform is still delayed while private businesses are unable to access to the long-term loans.

### **2.3.Reforms must be accelerated and more synchronized.**

Renovation policies implemented in Viet Nam since 1986, especially since the adoption of the new Constitution in 1992, as well as the guidelines stated at 8th National Party Congress and the party's Central Plenums are of great importance. Nevertheless given the fact that legal documents on implementing those policies were promulgated in various periods and hence are not synchronized with each other. Moreover administrative reform is not accelerated sufficiently to facilitate the reform process. As a result, in quite a few cases it is necessary to further intensify the reform with the creation of a more competitive investment and business environment.

### **2.4.Complex developments of the financial and monetary situation from the outside.**

Difficulties become more serious as the impact of the financial and monetary crisis in the region has been exerted on all countries including Viet Nam. Therefore comparative advantages must be reconsidered under the new circumstances. Once the economy suffers a slow-down, the import capacity becomes limited which therefore affects the country's competitiveness of commodities, services and capitalization. The reform is thus required to be further intensified.

Under these circumstances, proposed scenarios and policies are necessary for taking measures to quickly respond to the situation.

## **3.Policy Selection**

There are many policies that need to be selected in the years to come. The selection should be based on the following targets:

### **3.1.To enhance the country's competitiveness, along with the competitiveness of specific goods and services, to facilitate the enhancing of economic, business and production efficiency.**

To increase competitiveness not only by existing "static" comparative advantages but also by creating "dynamic" advantages thanks to a more open investment and business environment and creating comparative advantages to other countries in the region. To ensure the enhancement of the business and production efficiency of the State economic sector and to create favorable conditions for non-State economic sectors and foreign private businesses.

### **3.2.To increase transparency in the policy system in combination with administrative reform, anti-corruption and anti-bureaucratic struggle.**

A number of promulgated laws have been amended to be more flexible but implementing regulations

are not clear and often cause misunderstanding and free application. This does not appear in formal documents but still happens to domestic and foreign individuals and business people. To enhance management efficiency, time is needed to perfect the legal framework and accelerate administrative reform. However this cannot be delayed which otherwise would be an big impediment for sustainable development. Solutions on democracy expansion in the socio-economic life that are underway also need to be developed in the future.

### **3.3.Economic and social development as well as narrowing enormous gap among regions.**

Developing the economy, accelerating industrialization and modernization under the circumstances that 80% of the country's population live in the rural area is a great difficulty which requires policies aimed at developing the agricultural sector and transforming the rural economic structure. These policies would not only facilitate production development but also help achieve socio-economic targets.

Other employment issues under the condition of young population and SOE reform to create jobs for more than one million youths turning to working age each year and to ensure equal development between regions are extremely important and urgent matters which need to be addressed.

### **3.4.Open-door policy and protection**

Integration is a common trend which is not only an opportunity but also a challenge for Viet Nam. Viet Nam's integration into the ASEAN Free Trade Area (AFTA) and ASEAN Investment Area (AIA), the opening up of industries within ASEAN as well as its commitments to APEC and WTO require a more transparent policy to reasonably protect infant industries so as to ensure efficiency in business and production while maintaining the economy's competitiveness.

To this end, the Government has recently taken an important measure to establish the External Relations Committee, an agency directly headed by a deputy Prime Minister with an aim to quickly and comprehensively deal with arising issues.

### **3.5.Addressing imbalance at macro level**

Imbalance at macro level indicated by trade and current account deficit, budget deficit, low foreign-exchange reserve and so on are the issues that have become serious when the crisis in the region is exerting adverse impacts on export-import balance. Real capital inflow to Viet Nam tends to sharply reduce in several years to come unless strong reform is taken including a more flexible exchange rate policy. These issues are being addressed by a Government-level task-force team and are directly reported to the Prime Minister.

All such issues, which have been mentioned by the two countries' research groups, need to be further studied in the future.

## ヴェトナムの国際経済組織参加と日本の経験

石川 滋

一橋大学

### 1.はじめに－問題の所在

ヴェトナムは 1995 年 7 月 ASEAN に加盟し、1996 年 1 月から「ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)」の成員となった。ヴェトナムはまた、現在すでに、「アジア太平洋地域経済協力」(APEC) および「世界貿易機構」(WTO) への加盟申請をしている。このような国際経済組織への加盟ないし加盟申請の実現は、工業化の初期段階にあるヴェトナムの産業・貿易にとってどのような意味をもつのだろうか。

AFTA は ASEAN 加盟国をメンバーとする GATT 授權条項 (1979) に基づく開発途上国間の地域統合組織である。それを成立させるための域内共通特惠関税は、2003 年 (ヴェトナムについては 2006 年) を目標年次として、工業品および農産品のほとんどすべてを対象とし、関税率を 0-5% の範囲に段階的に引下げることによって完成する。その手続きを決めたのが「共通有効特惠関税政策 (CEPT)」であり、ヴェトナムはそれにもとづいて 1996 年 1 月第一次関税引下げリストを提出している。

AFTA がヴェトナムよりも高い工業化水準を持つとはいえ、東アジアの最も後発的な開発途上国 (しかも規模のみ小国) のグループを加盟国としているのに比べて、APEC はこの地域とともに東アジアや太平洋沿岸の多くの工業国をふくむ加盟国の間で貿易投資の自由化・円滑化および経済技術協力を行うことを重点課題としている。自由化の完成目標年次は、先進国については 2010 年、途上国は 2020 年におかれている。自由化の理念は AFTA と同じだが、APEC の自由化は加盟国が自発的に計画を策定して実施することを許す柔軟なもの ("concerted unilateral liberalization") であり、また APEC 自体が「開かれた地域主義」("open regionalism") というスローガンに示されるように、その自由化は域内にのみ排他的に適用されるものではない。この点で AFTA とちがう。

1995 年 1 月発足した WTO は、ガットを継承する組織であり、その活動の根拠となる WTO 協定の本体は、僅か 16 条の条文の中に、その地域や加盟国の加盟・意思決定の手続きなどを規定するだけで、その活動の根拠法としてもっとも重要な「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT) などは WTO 協定そのままその附属書にふくめられている。この一般協定は「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際通商における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極」、すなわち自由・無差別・互恵を原則としている。GATT 第 1 条の最恵国待遇の規定は、原則として世界的規模に、全加盟国に適用される。また、第 3 条「内国民待遇」は国産品・輸入品間での課税や規則上の差別を原則として禁止し、第 11 条「数量制限の一般的廃止」では関税ないしその他の課徴金以外の輸入制限を原則として禁じている。しかし、加盟国、とりわけ発展途上国のすべてが、常にこのような原則を満たしうるとは限らない。このため GATT 第 18 条においては「締約国は、この協定の達成が、締約国、特に経済が低生活水準を維持することができず、かつ、開発の初期の段階にある締約国の経済の漸進的開発により容易にされることを認める」とし、制限つきではあるが国際収支のための数量制限を行う特別措置を容認している。しかし GATT

は規定の上で、上記に該当する国に関する明確な基準を示しておらず、問題に応じてケース・バイ・ケースの交渉事項となる。

この点は最近では（例えば中国の WTO 加盟問題にみられるように）既加盟国の側からとくに強調されているように見える。かつては GATT18 条国から 11 条国への「格上げ」といった言い方が一般的に使われ、新規加盟の途上国には「一般的に」18 条その他の特典が認められているかにいられていたが、昨今ではこの観方は否定される傾向にあるわけだ。

ヴェトナムの国際経済組織参加の意味を問うためには、以上のように異なる地域レベルを包括範囲にふくみ、また同じく貿易・投資の自由化を追求しながら適用の差別性、厳格性をちがえる AFTA, APEC および WTO のそれぞれの特徴を適切に捉えなければならない。加盟国の構成が経済発展水準の異なる国のグループのちがった比率での混合であることも重要である。3 つの組織に参加することから来る問題は、その一つ一つへの参加にかんしても、また加入時期をちがえらるとはいえ重複して参加することにかんしても検討しなければならない。

この報告は、以上の問題についてわれわれが現在もっている見解を、十分な調査研究を行ういとまなく、予備的に書き記したものである。あらかじめ述べるなら、予備的結論は次の 2 つである。第 1 は、とくにヴェトナムが現在工業化努力を始めたばかりの低所得国であり、AFTA においてさえ最も後発的な途上国であることを念頭において、これら 3 組織への参加は、ヴェトナムの工業化が今後やや進展したとき、幼稚産業保護による工業化のより一層の促進のチャンスを失わせる可能性があることを銘記すべきだということである。この可能性に対処するためには、ヴェトナムはできるだけ早く、成功的な工業化のシナリオを探求し、それにそって開発政策、産業政策およびそれらと整合的な貿易自由化の段階的な政策を策定することが望ましい。そのさい国際経済組織に対しては、中長期目標としての自由化追求の保証を前提として過渡的措置を認めさせるよう skillful な対応が求められる。

第 2 は、これらの国際経済組織が共通して求めている貿易・投資の自由化は、途上国にとっては、競争の激化を通じて産業・企業の健全な成長を促す重要なメリットをもっており、前項により幼稚産業保護のための一連の政策を策定するとき、このメリットをできる限り傷つけないような工夫を講ずべきだということである。この努力が伴わないとき、幼稚産業保護は非効率な産業・企業を無期限に保存することになりかねない。これは幾分早目の自由化よりも、より大きな禍害をもたらす。

以下第 2 節では、上の暫定的結論第 1 に関連する検討として、3 つの組織への参加がもたらすヴェトナム経済へのインパクトをとりあげる。記述の大半は、ヴェトナムがすでに参加しておりしたがって材料が豊かな AFTA および CEPT とヴェトナムとのかかわりにむけられる。第 3 節ではこの問題に関連する日本の GATT、IMF、OECD 参加の経験を述べる。

## 2. AFTA, APEC, WTO 参加と加盟国の義務

### 2.1. AFTA, CEPT のメカニズム

まず AFTA が規定している自由化のメカニズムについてみよう。第 1 に、CEPT は AFTA 加盟国の輸入関税が目標年次においてほとんど 100% 近くの品目について 0-5% の範囲まで削減されることを求めているが、そのステップとしては、当初、全輸入品目のうち段階的な関税引き下げ（これを行う品目は Inclusion List に掲げられる）を免れる例外品目を Temporary Exclusion

<sup>1</sup> 地域経済統合の企てが当該地域の成長や福祉に与えるインパクトは国際経済学では「貿易創出効果」および「貿易転換効果」の両概念を使って分析される。この枠組を用いた AFTA、APEC の分析研究は、本共同研究では、Kenichi Ohno, "Viet Nam's Participation in AFTA, APEC, and WTO: Commitment to Free Trade vs. The Need to Promote Industries", The Economic Development Policy in the Transition Toward a Market-Oriented Economy in the Socialist Republic of Viet Nam Phase 1 Final Report Vol. 4 Industrial Policy, 1996 で行われており、とくにつけ加えるべきことはない。

List および General Exclusion List の 2 つに分類している。後者は国防関連など恒常的な例外品目だが、ウエイトは小さい。前者は一時的例外品目で、1999 年以後 5 年間にわたり均等の割合で Inclusion List に編入され、関税引き下げの適用をうける。数量制限の自由化も同じようなステップで行われる。

## 2.2. CEPT と 베트남

ベトナムについては、1996 年 1 月 1 日現在の全輸入品目数の 3 つのカテゴリーへの分割は第 1 表で、また Inclusion List 品目の 1996-2003 年間の関税引き下げ計画は第 2 表で示される。両表には他の AFTA 加盟国についての数字も示されていて、比較に役立つ。

ベトナムについての関連情報を述べると、輸入品の関税率は 0-60% の間にちらばり、平均関税率は 1995 年 19%、1996 年 15-16% であった。Inclusion List の 857 品目中 0% は 548 品目、1-5% は 309 品目であった。またこの 857 品目の品目数ベースでの種類別構成は次のようである。

機械および電気器具	39%
基礎金属および金属製品	17%
鉱産物	8%
繊維およびアパレル	5%
光学および音楽器具	5%
その他	25%

## 2.3. 低い輸入関税と幼稚産業問題

以上から得られるベトナムについての暫定的な観察事項および問題点は次のとおり。

- ① Inclusion List の品目に関する限り、1996 年当初の平均名目関税率は 0.88% であって、すでに 0-5% の切下げ目標を達成しており 2003 年にかけて追加切下げは計画されていない。これはシンガポールを除く他の AFTA 加盟国の状況と著しく違うところであった。
- ② われわれは Temporary Exclusion List の品目が AFTA においてどのような基準で選ばれ、許容されたかについての十分な情報を持っていない。しかし、その多くが 5-60% の関税率をもっていること、ベトナムの国内政策として税率が財政収入への貢献および国内消費の誘導を主な目的として定められていることが明らかである。すなわち、このリストでの例外品目は多数に上るが、その関税引き下げは次項にみられる程幼稚産業保護と密接な関連をもたぬかもしれない。
- ③ 0-5% の範囲の品目の中には、重要な生産財、機械設備をはじめとして、ベトナムが現在生産しえず、しかし工業化や国民生活にとって必需である品目が含まれる。その品目数が多いことは（別の情報では全 CEPT 品目の半分以上）、現在の工業化水準が著しく低いことの反映でしかない。したがって今後工業化が進展するに伴って新しい幼稚産業が出現するとき、0-5% の品目の税率引き上げの要望と圧力が発生することが予想される。

## 2.4. タイの経験 ————— 工業化と輸入関税の変化

幼稚産業の成長過程で保護関税政策が巧みに用いられてきた事例をタイの 1970 年代の経験でみよう。第 3 表はタイ輸入品の種類別関税構造を示す。タイは 1960 年代からすでに輸入代替工業化政策を開始しているので、この時期にはすでに、原材料・中間財・機械設備の輸入関税率を低率に、加工度が高くなるにつれて税率を高くする“傾斜関税”(tariff escalation) の構造が出現し、年とともに顕著になっている。これは名目関税率すなわち名目保護率 (nominal rates of protection) でなく有効保護率 (effective rate of protection)

でみるとより明瞭である。有効保護率とは、関税を払って輸入した原材料を使用する製品の場合に各国関税率の計算が比較可能性を失うことを考慮して、製品の付加価値に対する輸入関税額の比率を求めたものである。

タイの保護関税政策の操作を繊維品に関してより細かく見たものが第4表である。タイ政府は1962年輸入綿糸を用いての綿織物業の育成のため綿織物の輸入税を大幅に引き上げた。1968年綿紡績業の育成のため綿糸関税が設定され、綿織物の輸入関税も相応に引き上げられた。同年輸入合成繊維糸を用いての合成繊維織物の育成が開始され、合成繊維織物の関税が引き上げられた。

ひとこと留保をおくと、以上のような保護関税政策の駆使、傾斜関税の形成がかなり自由に行いえたのは、当時の国際的な政策傾向にもよるところが大きい。1970年代初めまでは、世界銀行の開発政策も輸入代替政策を奨励していた。しかしこの政策は、幼稚産業保護を目指す点においてははすくれているが、一步誤ると非効率な産業・企業を無期限に保護することになる。今日の国際的な自由化傾向の下では、より協調的な話し合いの中で、より緩やかで柔軟な、しかし計算された、幼稚産業保護政策の運営が可能であること、また実行されなければならない。

## 2.5. APEC と国別行動計画

ヴェトナムがAPECに参加するさいに、そのメリットと引きかえに担わされる国際的義務はどのようなものだろうか。この問題に答えるための一つの鍵は、APECの大阪会議(1995年)およびマニラ会議(1996年)を通じて加盟国が提出を要請された貿易投資自由化のための国別行動計画(IAP)の性格を知ることである。前述のようなAPECの「協調的自発的自由化」の原則は、多くの途上国を加盟国に加えるために役立ちはずすが、他面では自由化を著しく遅らせる国がある際に、「ただ乗り」(free rider)の利益を与えるおそれがある。これを防ぐためには各国が自発的に提出するIAPが加盟国相互間でチェックされ、道義的支持をうけるのでなければならない。それはまたAPECの今一つの原則である「開かれた地域主義」の精神が貫かれ、世界の多角的貿易体制をリードしていくことになるためにも必要である。「開かれた地域主義」がはたしている所以はどこにあるか。「域内の自由化を無条件に域外に適用するのであれば、それはGATT/WTOの最恵国原則のもとでのものと変わらない。しかしこの場合、自由化しない域外の国も適用をうけるので、いわゆる『ただ乗り』問題が生じる」(佐々波揚子、「貿易・投資の自由化と円滑化—APEC枠組みの必要性」『アジア研ワールド・トレンド』第7号(1995年11月))。また「域外国への適用を双務主義を条件にして行うとすれば自由化からとり残される国が生まれる」。これは「閉ざされた地域主義」であり、GATT第2条の「自由貿易地域」と異なるところがない。このような「開かれた地域主義」の理念が実現するためには、まずAPEC内部で「協調的自発的自由化」が着実に進展しなければならない。

ヴェトナムがAPEC加盟を承認されれば、直ちにIAPの策定・提出を求められよう。その内容は以上により、真剣なものであり、またCEPTの内容と連携を考えた計画的なものでなくてはならない。

## 2.6. 中国の経験

このようなIAPの実例は、中国政府の行動で示される。まず1995年のAPEC大阪会議において、江沢民主席は96年に実施する貿易・投資自由化に関して、次の5項目をアピールした。

- ① 4000余品目の輸入関税を大幅に引下げ、下げ幅は30%以上となる。
- ② 170余品目の商品割り当て許可証と輸入抑制措置を廃止する。
- ③ 上海等で中外合弁対外貿易企業の試行をおこなう。
- ④ 中外合弁小売企業の試行を拡大する。
- ⑤ 外国投資企業の外国為替取引を銀行による為替決済・販売システムへ統一的に組み入れる。



このアピールは 1996 年に実施された自由化措置で具体化されている。

- ① 4994 品目の平均輸入関税を 36% から 23% に引下げ（下げ幅 36% 程度）。
- ② 自動車ボディ、複写機、エアコン、化学工業製品等を含む 176 品目の輸入割当・許可証管理の撤廃（この結果、割当・許可証管理を残している商品数は 384 品目となり、輸入自由化率は約 95% に達したともいわれる）。
- ③ 中外合弁対外貿易企業の試行を上海から深 に拡大したほか、同試行に関する「審査・認可規則」を公布。また、中国内陸部の省・自治区の外資プロジェクト審査・認可権限を 1000 万ドル以下から 3000 万ドル以下に拡大した。
- ④ 三資企業の為替取引を銀行システムに組み入れ、年末には經常取引における人民幣の自由交換を実現する。

1996 年 APEC マニラ会議における中国の IAP では、2000 年までに単純平均関税率の 23% から 15% への引下げ、外国投資への開放分野の拡大、知的所有権関連法の改正、独占禁止法の制定等が表明されている。

## 2.7.WTO の加盟

自由・無差別・互惠の大原則に立つ WTO への参加がเวียดนามにどのような国際的義務を担わせることになるか。加盟のための条件として知られたところは別にして、分からない点の最大のもは、เวียดนามが WTO 参加を承認されたとき、GATT が規定している第 18 条ほかの途上国への過渡的特典がเวียดนามに対してどの程度に、またどのように与えられるかであろう。中国の WTO 参加交渉では「一括的な途上国待遇」を中国が求め、WTO がそれを個別事項についての交渉の問題だとして拒絶する経緯があった。これは前述の通りである。しかし「一括的」は不可能であるとしても、個別事項、ひいては比較的一般的な事項については、交渉が可能であり、その成果如何はเวียดนาม政府の努力にかかると思われる。そしてその成果如何は、前述の AFTA、APEC にかんするเวียดนาม政府の望ましい戦略に強い影響を与えるであろう。この意味では、次節の日本の経験が有益な参考資料となろう。

## 3.日本の経験

以上でみたเวียดนามの国際経済組織参加の諸問題に対して日本の経験が relevant である時期は、第 2 次大戦直後の経済復興期から、高度成長を経て国際収支黒字国となり、ついで貿易、為替および資本の自由化を概ね完了した 1970 年代半ばにいたる時期である。この間の日本の経験を参照するとき、เวียดนามとの間の初期条件のちがいを念頭におかねばならない。日本は既に第 2 次大戦前に工業化を完了しており、従って上の比較時期において既に、相当な水準の産業・技術・経営の基盤を築き上げ、また政府・企業の人材と訓練された労働力を擁していた。しかし第 2 次大戦による破壊とその間に拡大した欧米諸国との経済格差のため、戦後の起ち上がりは、途上国の開発への起ち上がりと同じように、困難を究めていた。日本の国際経済組織への先進国条件での参加（GATT11 条国および IMF8 条国への移行や OECD 加盟）はそこで、外から強いられたものとして受け取られた。

これらの組織はいずれも世界的規模における自由化を目指すものであり、結果として、それらへの参加は日本の産業・貿易の発展に測り知れない恩恵をもたらした。自由化はその代償として果さねばならぬ国際的義務であったといえるが、目前の課題としては、この「外圧」に対処するため、日本の政府・経済界は協力して、シナリオをもつ産業政策と段階的な自由化のプログラムを策定し、先進諸国とのしばしばきびしい交渉を繰り返しつつ、その実現をはかった。これらは日本の経験の重要な一面である。

以下にはやや chronological に、日本のこの時期の産業政策、自由化計画の立案の経過の内容を記す（この部分は小林良邦氏によって用意された）。

### 3.1.自由化前の産業政策（1950年代まで）

戦後の産業復興でまず第1に着手されたのが「傾斜生産」である。これは、石炭を増産し、それを鉄鋼に傾斜配分し、増産された鉄鋼を石炭部門に傾斜配分するもので、石炭・鉄鋼の2部門を軸として相互拡大的に鉱工業生産水準を引き上げるものであった（1946-48年）。そこでは、①資材優先割当、②復興金融公庫融資、③価格統制、④価格差補給金、⑤輸入物資配分等の直接的統制手段が大量に動員された。

1949年に強力な経済安定策（ドッジ・ライン）が実施され、戦後のハイパーインフレーションが収束し、1ドル360円の固定為替レートが確立した。この時期以降50年代の半ばにかけて、鉄鋼・石炭・海運・電力・合成繊維・化学肥料等の多くの産業が合理化のための設備投資を活性化させた。政策的には、①租税特別措置、②財政投融资等の優遇措置が、それら重点産業の合理化投資を支援した。

この時期、国際関係の面では、1952年のIMF・世界銀行加盟を経て、1955年にGATTへ加盟した<sup>2</sup>。

1950年代も半ばになると、日本経済が高度成長の軌道にのり、以後の産業政策も従来の産業合理化に加えて、産業インフラの整備、新規・成長産業の育成・振興、衰退産業の保護・調整等多岐にわたることとなった。新規・成長産業としては、合成繊維、石油化学、機械部品・一般機械、電子工業、航空機、原子力等が例示される。産業によっては「機械工業振興臨時措置法」のような特別法が制定されたほか、①税制上の優遇措置、②開発銀行融資、③外国技術の導入許可、④輸入規制等の育成・振興策がとられた。

このようななかで、1959年には対米貿易収支が戦後初めて輸出超過を記録することとなった。既に1958年暮れには西欧諸国は自由通貨とドルの交換性を回復し、対米差別輸入制限を大幅に撤廃しており、日本への貿易・為替自由化圧力が急速に強まっていった<sup>3</sup>。

### 3.2.自由化の時代（1970年代半ばまで）

1960年に「貿易為替自由化計画大綱」が決定され、日本経済は自由化に着手した。以後、貿易、為替に始まり、73年の資本自由化の完了に至るまで、実に10数年の時間を要する作業であった。この間の産業政策は、一方で貿易自由化、資本自由化を慎重に段階的に進め、諸産業が決定的なダメージを受けないように配慮すると同時に、他方で自由化に対応できる産業体制の整備に関心をほらった。

まず、上記の「自由化計画」であるが、これは、①当時約40%に過ぎなかった輸入自由化率を3年後の1963年4月ごろまでに約80%に引き上げ、②為替面でも2年後には経常取引に関する為替制限を原則的に撤廃し、③資本取引についても制限を次第に緩和するものであった。この計画によって輸入自由化は60~63年にかけて急速かつ慎重に進められ、この間に1837品目が自由化されたが、63年末でなお192の非自由化品目を残した（第5表参照）。また、為替自由化は順次進められ、概ね計画が達成された（第5・6表参照）。

「自由化計画」策定の翌年（1961年）に関税率の大改正が実施された。この改正は、①近代的な関税制度の確立、②その後の輸入自由化を進めるための条件整備、を目的としたもので、政策的には保護主義的色彩をもつものであった。例えば、いわゆる一次産品にはできるだけ低率を設定し、加工度が進むにしたがって漸次高率を設定するとか、将来発展する見込みのあるような産業、特に新規産業の製品については高率を設定する、等の傾斜関税方式(tariff escalation)が採ら

<sup>2</sup> 日本のGATT加盟に際しての関税交渉（28条の2）は1955年に米国、西ドイツ、イタリア等17カ国と行われ、248品目につき譲許を行い、288品目の譲許を得た。また、「加入議定書」において、「協定第2部」の適用につき留保を付している。すなわち、「この議定書の日付の日」に有効な日本国の法令に反しない最大限度において、一般協定第2部の規定」を適用する等、「協定第1部及び第3部」の無条件適用と扱いを異にしている。

<sup>3</sup> 1960年当時の対ドル地域自由化率（輸入通関総額に占める自由化された輸入商品の割合）は、イギリス、西ドイツ94%、フランス、イタリア90%に対して、日本のそれは41%に過ぎなかった。

れた<sup>4</sup>。なお、この改正に伴い GATT28 条の 1 による関税再交渉が米国・西独を相手国として行われ、36 品目の譲許修正に対する代償関税譲許を提供した。

第 1 段階目の自由化がほぼ一段落した 1963 年には GATT11 条国へ移行、翌 64 年には IMF 8 条国への移行及び OECD へ加盟した。この 64 年はケネディ・ラウンド (KR) が開始された年でもある。当初日本は KR に消極的な立場にあったが、KR 交渉が長引く間に、日本の工業の国際競争力は次第に改善し、輸出拡大効果を重視する、より積極的な方針へと転換していった。KR 妥結により、1968 年に工業製品関税率の一括 50% 引下げが実施された。

一方、1964~68 年の KR 交渉の期間中は日本の輸入自由化はあまり進行せず、この間の自由化は 35 品目にすぎなかったが、KR 終了後の 69~72 年の 3 年間に自由化に第二次の拍車がかかり、88 品目が自由化された。

最後に残ったのが OECD 加盟時に義務化された資本の自由化である。そもそも、外資導入は、戦後の復興・発展下では外資不足を補う手段ではあるが、経営資源に富んだ外国企業が国内市場に直接参入してくることは、日本の産業の成長や国産技術開発を阻害すると考えられていた。このため、資本自由化が本格的に着手されたのは 1967 年からで、以後、73 年の原則 100% 自由化に至るまで、段階的に進められた。この間、製鉄や自動車産業での大型合併が行われたほか、自動車や電子計算機等の重要産業の自由化には時間を必要とした (第 7 表)。

表 1 Comparison of old and new package of CEPT products list

Country	Inclusion List			Temporary Exclusion List			General Exception		
	Old	New	%change	Old	New	%change	Old	New	%change
Brunei	6,079	6,112	0.54	208		(100.00)	201	209	3.98
Indonesia	7,355	7,910	7.55	1,654	1,317	(20.37)	50	47	(6.00)
Malaysia	8,777	10,494	19.56	627	470	(25.04)	98	83	(15.31)
Philippines	4,451	4,694	5.46	714	562	(21.29)	28	28	
Singapore	5,722	5,708	(0.24)				120	123	2.50
Thailand	8,763	8,867	1.19	118	147	24.58	26	30	15.38
Viet Nam		857			1,189			146	
Total	41,147	44,642	8.49	3,321	3,685	10.96	523	666	27.34

Source AFTA Reader, Vol. IV, Sept. 1996.

Remarks The number in the table indicates the number of tariff lines measured on sectoral basis, i.e., at HS6 level.

<sup>4</sup> 1961 年関税改正では、全体で 2233 品目の新関税率が設定され、うち据置 1596 品目、引下げ 386 品目、引上げ 251 品目、重量税制 77 品目となったが、全体的な関税水準は引上げとなった他、輸入自由化対策としての特殊関税制度の新設が行われた。

表2 New CEPT tariff reduction for all sectors (%)

Country	Number Tariff lines	Year							
		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Brunei	6,112	2.02	2.02	1.64	1.64	1.38	1.38	1.38	1.38
Indonesia	7,910	11.56	10.56	8.80	7.87	5.83	5.68	5.00	4.25
Malaysia	10,494	6.11	5.38	4.66	3.92	3.23	3.03	2.86	2.58
Philippines	4,694	8.24	7.50	6.48	5.86	4.85	4.37	4.36	3.28
Singapore	5,708	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
Thailand	8,867	14.14	12.73	10.18	9.31	7.03	6.99	5.80	4.62
Viet Nam	857	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88
ASEAN	44,642	7.66	6.95	5.76	5.19	4.02	3.89	3.47	2.89

Source: the same as Table 1

表3 Average rates of protection in Thailand (%)

	Nominal rates of protection			Effective rates of protection		
	1971	1974	1978	1971	1974	1978
Processed foods	50.9	5.8	9.0	205.9	-46.4	78.5
Beverages and tobacco	116.5	150.1	69.1	439.2	946.2	4.0
Construction materials	21.3	32.9	12.2	23.4	49.3	91.7
Intermediate products I	11.4	0.3	14.8	15.3	-6.7	16.2
Intermediate products II	36.1	30.0	19.2	50.3	75.4	55.3
Non-durable consumer goods	44.9	39.8	64.6	57.4	134.6	212.4
Consumer durables	45.0	48.2	57.3	93.2	136.2	495.6
Machinery	10.2	28.0	21.4	7.6	23.7	58.3
Transport equipment	58.8	37.9	80.5	146.5	135.0	417.2
All industries	n.a.	30.8	27.3	87.2	18.6	70.2
All industries excluding food, beverages and tobacco	n.a.	n.a.	36.4	44.2	45.9	90.3
Non-import-competing	71.2	34.6	50.8	175.0	39.7	99.6
Import-competing	33.6	24.8	35.7	56.1	44.8	85.9
Export	-7.4	-6.5	13.7	-24.3	-39.9	40.3

Source: IBRD, Industrial Development Strategy in Thailand, 1980, Table 7

表4 Rates of protection for fabrics in Thailand (%)

		1960-62	62-65	65-68	68-71	71-78	1978~
cotton yarn	nominal			25.0	25.0	25.0	25.0
	effective	3.2	3.2	3.2	77.6	77.6	77.6
polyestel/cotton yarn	nominal	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
	effective	25.9	25.9	25.9	25.9	25.9	25.9
polyestel/rayon yarn	nominal	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
	effective	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
cotton textile	nominal	22.0	35.0	35.0	60.0	60.0	80.0
	effective	53.7	114.3	114.3	70.7	70.7	390.9
polyestel/cotton textile	nominal	37.0	37.0	40.0	60.0	60.0	80.0
	effective	80.1	80.1	94.8	265.8	265.8	1051.7
polyestel/rayon textile	nominal	37.0	37.0	40.0	60.0	60.0	80.0
	effective	78.6	78.6	92.9	254.3	254.3	913.4
outer garment	nominal	27.5	27.5	30.0	40.0	60.0	100.0
undergarment cotton	nominal	27.5	27.5	30.0	60.0	60.0	100.0
synthetic	nominal	37.0	37.0	40.0	60.0	60.0	100.0

Source Yamazawa, Ippei. Thai sen-isangyou yushutsuka no bunseki (The Analysis on the export strategy of Thai fabric industry), Hitotsubashi Daigaku Kenkyu Nenpo Keizaigaku Kenkyu. No.23, 1953.

表5 貿易自由化政策の推移概況：1960～86年

月日	自由化比率	自由化品目数	備考 (対象品目またはその例示)	
			非自由化品目	備考
1960/ 4	41%	1,443		(1960年6月「貿易・為替自由化大綱」決定) コーヒー豆、家庭用ミシン、陶磁器、鉄くず、牛脂
/ 7	42%	1,504		牛革
/10	44%	1,985		鉄鉄、ココア豆
1961/ 4	62%	2,645		原綿、原毛、ラジオ、オートバイ、普通鉄鋼材、自転車、バス、トラック
/ 7	65%	2,757		(1961年9月「貿易為替自由化促進計画」決定) 大豆、インスタントコーヒー
/10	68%	3,257		銀、ニッケル、腕時計
/12	70%	3,427		ステンレス鋼、普通板ガラス、洋服類
1962/ 4				従来の SITC 分類 (総数 4,120) によるポジティブ方式からブラッセル関税品目分類によるネガティブリスト方式に移行
			残存輸入制限品目数	
			合計	
			鉱工業品	農産物
1962/ 4	73%	466		492 普通板ガラス
/10	88%	232		292 原油、製紙パルプ、黒鉛
1963/ 4	89%	197		229 鋼の塊、か性ソーダ
/ 8	92%	155	87	68 192 粗糖
1964/ 1		152	84	68 189 こうりゃん
/ 4	93%弱	136	69	67 174 (IMF 8 条国移行) カラーテレビ
/ 5		136	69	67 174 レモン (生のものに限る)
/10		123	56	67 162 塩安、硫安、ブルドーザー
1965/10	93%強	122	55	67 161 乗用自動車
1966/ 4		120	54	66 159 ココアの粉、合成繊維等の長繊維糸
1968/ 4		122	54	68 165 化粧品
1969/ 4		120	52	68 163 みがき板ガラス
/10		118	50	68 161 工業用ミシン
1970/ 2	94%弱	109	45	64 152 おどろ酒
1970/ 4		98	39	59 141 ボイラー、コーヒー、工作機械
1971/ 1		80	31	49 123 ウィスキー、カラーフィルム
/ 6	94%強	60	20	40 106 紅茶
/10	95%弱	40	12	28 87 豚肉
1972/ 4	97%弱	33	9	24 79 (関税率法の改正により1品目減) ハム、ベーコン、軽油及び重油、電子計算機の周辺装置、航空機用レーダー
1973/ 4	以後計算なし	32	8	24 83 高級電卓、電子計算機、集積回路 (素子数 200 未満)
/11		31	8	23 82 なつめやしの実、非食用海藻変性デーツ
1974/10		30	8	22 84 麦芽
/12		29	7	22 83 集積回路 (素子数 200 以上)
1975/ 4		29	7	22 84 (労働安全衛生法の改正により1品目増)
/12		27	5	22 82 電子計算機及び周辺装置
1977/ 4		27	5	22 80 (非残存輸入制限品目(たばこ類)の自由化) たばこ
1978/ 4		27	5	22 79 ハム又はベーコンの缶詰
1980/ 1		27	5	22 73 金鉱・気球・飛行船
/ 5		27	5	22 78 (絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する「ワシントン条約」の批准に伴い5品目増)
1981/10		27	5	22 79 (DDT等、化学物質1品目増)
1982/ 3		27	5	22 79 民間航空機、民間航空機用原動機及びその部品
1984/ 5		27	5	22 80 アルファー線、ベータ線等の測定用又は検出用の機器 (核燃料物質を含むものに限る)の部分品及び付属品(核燃料物質を含むものに限る)
/ 7		27	5	22 80 ハイテストモラセス、その他の砂糖等
1985/ 4		27	5	22 80 豚肉調整品
1986/ 4		27	1	22 76 皮革、革靴

(出典) 小宮隆太郎『現代日本経済』東大出版会 1995年

表6 為替自由化の推移

年 月	自由化の内容
1959/ 1	標準決裁方法の通貨制限緩和
/ 4	指定通貨9通貨から14通貨に拡大
/ 9	米ドル相場の自由化実施。直物の相場変動幅を平価上下1/2%に広げ、先物の売買は完全自由化
1960/ 2	交互計算制度全商社に拡大
/ 4	商社持高集中制度開始
/ 7	非居住者自由円勘定の創設
/ 8	商社の海外活動自由化 為銀の現地貸付、無担保借入自由化
/11	本邦企業の短期外資借入基準を緩和 輸入ユーザンス品目制限撤廃、期間延長
1961/ 2	戦前取得株式の配当送金を全面自由化
/ 5	証券元本の送金期間の一律短縮
1962/ 1	対外支払通貨の制限廃止、為銀の保有通貨制廃止
/ 6	為銀の外貨準備預金制度発足
/ 8	株式元本の送金制限期間短縮
1963/ 1	外貨準備預金制度の準備率引上げ
/ 4	株式元本の据置期間全廃 為替変動幅を平価の上下0.75%に拡大、あわせて為替平衡操作を導入

(資料) 昭和38年度、『年次経済報告』

表7 資本自由化の推移

年 月	自由化の内容
1961/ 4	OECD加盟。「資本移動の自由化に関する規約」の義務を負う。
1967/ 7	第1次資本自由化実施。新規対内直接投資につき、第1類(50%の資本自由化業種)について医薬品等33業種認可。100%自由化を認める第2類については鉄鋼、造船など17業種認可。
1969/ 3	第2次資本自由化実施。第1類160業種、第2類については44業種を認可。
1970/ 9	第3次資本自由化実施。第1類447業種、第2類については77業種を認可。これにより全産業の70~80%、製造業出荷額の75%が自由化。
1971/ 4	自動車産業を自由化
/ 8	第4次資本自由化実施。第1類7業種(ネガティブリスト)を除き自由化、第2類については151業種を認可。
1973/ 5	第2類について原則完全自由化
1974/ 8	ネガリスト中、電算機産業の50%自由化
/12	ネガリスト中、電算機処理産業の50%自由化
1975/ 5	ネガリスト中、不動産業の100%自由化
/ 6	ネガリスト中、中小小売業の50%自由化
/12	ネガリスト中、電算機産業の100%自由化
1976/ 4	ネガリスト中、情報処理産業の100%自由化。この結果、非自由化業種は農林水産業、鉱業、石油業、皮革または皮革製品製造業の4業種のみ。

(資料) 経済企画庁『現代日本経済の展開』